

京都市消費生活基本計画（第2次計画） 令和元年度推進状況

参考資料1

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                             | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|---------------------------------|--|--|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 1    | 食品衛生監視員による飲食店等の監視指導             | 食品衛生法に基づき、医療衛生センター等に配置されている食品衛生監視員が、食品関係営業者に対し、飲食店等の許可、監視指導及び自主的な衛生管理推進の啓発を行うと共に、京都市中央卸売市場や市内で製造・流通・販売されている食品の検査を衛生環境研究所等で実施する。また、一般消費者に対しては、あらゆる機会を通じて食品衛生に関する知識を普及啓発を図る。 | 監視指導件数 42,052件<br>食品関係施設数 39,323件  | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 食鳥検査の実施                         | 食鳥処理（と殺から内臓摘出までの解体処理）の際に生体の状況や内臓等について必要な検査を行うとともに解体処理場等の監視指導を実施することで、食鳥の肉、内臓等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民に安全な食鳥肉を提供する。  | 監視指導件数 126件<br>食鳥検査件数 534,901件   | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | BSE検査の実施                        | 中央卸売市場第二市場（と畜場）にて解体処理される牛について牛海綿状脳症の判定検査を行い、牛海綿状脳症に感染した牛由来の食肉等を市場に流通させないようにする。   | BSE検査件数 11件<br>※平成29年4月以降、健康牛に係るBSE検査を廃止する改正省令を踏まえ、運動障害等の神経症状が疑われる牛を検査対象としている。             | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 生食用食肉取扱施設に係る届出制度及び事業者からの依頼検査の受付 | 生食用食肉取扱に係る届出制度を施行し、取扱施設を把握するとともに、生食用食肉の適切な取扱について監視指導を行う。また、生食用食肉を取り扱う食品等事業者による更なる自主衛生管理を促進するため、国の規格基準で定められた腸内細菌科菌群の検査について検査体制を整備し、事業者からの依頼検査を受け付ける。                        | 生食用食肉取扱届出施設数 119件<br>監視指導件数 111件   | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 食品の放射能検査                        | 衛生環境研究所において、食品の放射能検査を実施する。   | 中央卸売市場第一市場 農産物 37検体<br>中央卸売市場第一市場 水産物 10検体<br>中央卸売市場第二市場 畜産物 10,599検体<br>市内小売店等 加工食品等 25検体 | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名  | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課       |
|------|-------|------|--|--|--|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 1    | 京・食の安全衛生管理認証制度   | 食品関係事業者の自主的な衛生管理を推進することにより、市民や京都を訪れる観光客の皆様の食の安全を確保することを目的として、平成18年度から、一定の基準を満たす施設を認証する「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」を実施している。                        | 認証施設 141施設   | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 衣類、家庭用洗剤等の試買検査及び施設の監視指導  | 衣類や塗料等の家庭用品による市民の健康に係る被害を未然に防ぐために、規制対象家庭用品を買い上げ、有害物質の検査を行うとともに、製造、卸売及び小売業者に対し、監視、指導を行う。  | 監視件数 368件<br>試買検体数 445検体<br>検査件数 585件<br>違反件数 3件   | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局、医薬品販売業者及び医療機器等販売業・貸与業者に対する監視指導 | 薬局、医薬品店舗販売業及び医療機器等販売業・貸与業を所管し、医薬品が市民に対して適正かつ安全に提供されるよう監視業務等を行い、適正な管理及び販売をするよう指導する。   | 監視実績<br>薬局 248件<br>店舗販売業 150件<br>特例販売業 0件<br>高度管理医療機器等販売業・貸与業 243件<br>管理医療機器販売業・貸与業 164件 | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 毒物及び劇薬取締法に基づく販売業者、業務上取扱者及び特定毒物研究者の監視指導                               | 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者及び特定毒物研究者を所管し、毒物劇物の流通や使用時における危害が防止されるよう監視業務を行い、適正な管理及び取扱いをするよう指導する。  | 監視実績<br>毒物劇物販売業 150件<br>毒物劇物業務上取扱者 26件<br>特定毒物研究者 9件                                     | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 環境衛生監視員による生活衛生関係営業施設の衛生監視指導  | 生活衛生関係営業施設(旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所)について、法、要領等に基づいた許可、検査確認、届出受理業務を行う。また、当該営業施設については環境衛生監視員が立入監視を行い、法規制の遵守、衛生管理の徹底を指導し、利用者(市民)の安全を確保する。 | 監視指導件数<br>旅館業 2,039件<br>興行場 33件<br>公衆浴場 126件<br>理容所 307件<br>美容所 999件<br>クリーニング所 454件     | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                           | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|-------------------------------|---|---|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 1    | 興行場、百貨店等特定建築物の衛生監視指導          | 特定建築物（興行場、百貨店等）所有者等の建築物に対する維持管理状況を調査するとともに、空気環境等の現場測定結果を基に所有者等に対し、適正な維持管理を指導することにより、当該建築物を利用する者の健康の保護を図る。                     | 監視指導件数<br>興行場 10件<br>百貨店 11件<br>店舗 12件<br>事務所 21件<br>学校 22件<br>旅館 45件<br>その他 7件   | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 違法「民泊」対策の強化                   | 平成30年度の住宅宿泊事業法施行による新たな法制度の下、市民および観光客の安心安全の確保と地域住民の生活環境の保全のため、新法に基づく届出受付体制の構築に加えて、「民泊」に対する通報等の受付・監視や違法不適切な「民泊」に対する指導の更なる強化を図る。 | <住宅宿泊事業法に基づく届出件数><br>届出住宅件数：716件<br><民泊通報・相談窓口※><br>違法「民泊」に関する通報等：186件<br>※受付：午前10時～午後5時（年中無休、ただし年末年始を除き、年中無休）<br><無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況><br>無許可営業が疑われる施設：2,633施設<br>その内、営業中止等に至った施設：2,629施設 | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |
| 1    | (1)   | 1    | 貯水槽水道への指導                     | 設置者に対して貯水槽水道の管理について指導、助言及び勧告  | 貯水槽水道戸別調査件数 1,800件（平成30年度 1,800件）   | 継続        |        | 上下水道局<br>北部給水工事課 |
| 1    | (1)   | 1    | 水道原水及び水道水中の放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定 | 市街地域及び山間地域の代表箇所にて採水した水道原水及び水道水について、個別の放射性物質の濃度を測定することができるゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素（ヨウ素131）及び放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）の濃度を測定する。  | 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」及びその細部計画である「水道対策計画」に基づき、市街地域の水道原水（1地点）、給水栓水（3地点）を毎月1回、山間地域の水道原水（5地点）及び水道水（5地点）を3箇月に1回、放射性物質の濃度を測定した結果、すべて不検出（検出限界値未満）であった。   | 継続        |        | 上下水道局<br>水質第1課   |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                                     | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課          |
|------|-------|------|---|--|--|-----------|--------|---------------------|
| 1    | (1)   | 1    | 学校給食に使用する食材の放射能検査                       | 福島、宮城、茨城、群馬、栃木、千葉県から入荷する学校給食用の農産物、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県から入荷する水産物、及び牛乳について、随時、衛生環境研究所において放射能検査を実施し、基準値を超える物資が学校給食に使用されないよう措置を講じる。 | 対象地域産の食材を使用する際には、随時検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表した。   | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>体育健康教育室 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市細街路対策事業                              | 平成24年度7月から、木造密集市街地に多く存在する袋路始端部における耐震・防火改修等の工事費を対象に助成を行い、細街路の避難安全性向上を目指す。   | 袋路等始端部における耐震・防火改修費助成事業：<br>助成件数4件、助成額4,824千円<br>(平成30年度 1件、助成額1,500千円)   | 継続        |        | 都市計画局<br>まち再生・創造推進室 |
| 1    | (1)   | 2    | 空き家対策                                   | 空き家を「地域のまちづくりの資源」ととらえ、空き家の活用・流通の促進、適正な管理の推進などに、地域・事業者・行政等が連携して取り組むことにより、安心・安全の確保、まちの活力の維持・発展を図り、すまいやまちの文化を次の世代に引き継いでいく。    | ○本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」：273名登録（令和2年4月時点）<br>○一戸建て、長屋建ての空き家を活用・流通させる場合に必要な改修費や家財の撤去費の一部を補助する「空き家活用・流通支援等補助金」：36件<br>○地域の自治組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取り組む学区：累計141学区（京北地域は6学区で計上） | 継続        | 22     | 都市計画局<br>まち再生・創造推進室 |
| 1    | (1)   | 2    | 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修計画の認定          | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づき、建築物の耐震改修の計画を認定する。  | 認定件数 0件（平成30年度 0件）   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築審査課      |
| 1    | (1)   | 2    | 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条に基づき、建築物の地震に対する安全性に係る認定を行う。<br><br>平成25年11月25日開始  | 認定件数 2件（平成30年度 3件）   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築審査課      |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                           | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課       |
|------|-------|------|-------------------------------|--|---|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 2    | 木造住宅耐震診断士派遣事業                 | 木造住宅耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震診断を実施する。  | 申込者負担金：無料（平成27年度からの限定措置継続）<br>利用実績 132戸（平成30年度277戸）   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京町家耐震診断士派遣事業                  | 京町家耐震診断士を派遣し、京町家の耐震診断を実施する。  | 申込負担金：無料（平成27年度からの限定措置継続）<br>利用実績 126戸（平成30年度 184戸）   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 木造住宅耐震改修計画作成支援事業              | 京都市の耐震診断士派遣事業の利用者を対象に、耐震改修の基本計画を作成する。  | 補助率：耐震改修計画作成費用の90%<br>補助限度額：1棟当たり15万円（派遣事業）<br>申込者負担金：2万円<br><br>利用実績 48戸（平成30年度 52戸）   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 木造住宅耐震改修助成事業                  | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された木造住宅を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。密集市街地や細街路においては、耐震改修工事と併せて一定の防火改修工事を行う場合、補助額を最大60万円上乘せする。 | 補助率：耐震改修工事費用の5分の4<br>補助限度額：1戸当たり100万円<br>利用実績 4戸（平成30年度からの繰越分のみ記載）（平成30年度22戸）   | 見直し       |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京町家等耐震改修助成事業                  | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された京町家等を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。密集市街地や細街路においては、耐震改修工事と併せて一定の防火改修工事を行う場合、補助額を最大60万円上乘せする。 | 補助率：耐震改修工事費用の5分の4<br>補助限度額：1戸当たり120万円（※）<br>利用実績 1戸（平成30年度からの繰越分のみ記載）（平成30年度 8戸）<br><br>（※）延べ面積が120㎡を超える場合、超過分1㎡当たり1万円引上げ（引上げ後最大300万円。景観重要建造物等は40万円加算。）   | 見直し       |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 | 耐震性及び防火性が確実に向上する様々な工事を補助対象としてあらかじめメニュー化。木造住宅を対象に、メニューに該当する耐震改修工事、防火改修工事に要する費用の一部を助成する。                           | 補助率：耐震改修工事費用の80%<br>【木造住宅 1戸当たり100万円、簡易改修1戸当たり50万円、防火改修1戸当たり50万円】<br>【京町屋等 本格改修1戸当たり120万円～300万円、簡易改修1戸当たり60万円、防火改修1戸当たり60万円】<br>※防火改修は市が指定した密集市街地に限る。<br>（メニューごとに限度額有。その他要件に該当する場合、補助金の上乗せ有。）<br>利用実績 736戸（平成30年度 823戸） | 充実        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                              | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課       |
|------|-------|------|----------------------------------|---|---|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 2    | 京都市分譲マンション耐震化対策事業(耐震診断)          | 分譲マンションを対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。   | 補助率：耐震診断費用の3分の2<br>補助限度額：1棟当たり200万円<br>利用実績 2件 (平30年度 4件)   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市分譲マンション耐震化対策事業(耐震改修計画作成)      | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された分譲マンションを対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用の一部を助成する。  | 補助率：耐震改修計画作成費用の3分の2<br>補助限度額：1棟当たり300万円<br>利用実績 4件 (平成30年度 0件)  | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市分譲マンション耐震化対策事業(耐震改修)          | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された分譲マンションを対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。<br>2段階の工事に分けて行う耐震改修工事で、第1回目の工事として行う、耐震化の優先度の高いピロティ階の耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 | 補助率：耐震改修工事費用の2分の1<br>補助限度額：1戸当たり60万円、かつ1棟当たり4,800万円<br>利用実績：0件 (平成30年度 0件)<br>(段階的改修)<br>補助率：耐震改修工事費用の2分の1<br>補助限度額：1戸当たり20万円、かつ1棟当たり1,600万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 0件) | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業(耐震診断)     | 緊急輸送道路等の沿道の建築物や、病院、避難所等、災害時に防災拠点となる建築物を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。  | 補助率：耐震診断費用の3分の2<br>補助限度額：1棟当たり200万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 3件)  | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業(耐震改修計画作成) | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された緊急輸送道路(重要路線に限る。)の沿道の建築物を対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。   | 補助率：耐震改修計画作成費用の100%<br>補助限度額：1棟当たり300万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 0件)  | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業(耐震改修)     | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された緊急輸送道路(重要路線に限る。)の沿道の建築物を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。   | 補助率：耐震改修工事費用の3分の2<br>補助限度額：1棟当たり2,000万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 2件)  | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業               | 吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物を対象に、含有調査費用や除去等(除去、封じ込め及び囲い込み)の工事費の一部を助成する。  | ①含有調査事業<br>補助率：100%、補助限度額：25万円<br>利用実績 9件 (平成30年度 4件)<br>②アスベスト除去等事業<br>補助率：3分の2、補助限度額：100万円<br>利用実績 2件 (平成30年度 1件)   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                                   | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課       |
|------|-------|------|---------------------------------------|---|--|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 2    | 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業(耐震診断)     | 修学旅行生が利用するホテル、旅館を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。  | 補助率：耐震診断費用の3分の2<br>補助限度額：1棟当たり200万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 0件)               | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業(耐震改修計画作成) | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された修学旅行生が利用するホテル、旅館を対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。  | 補助率：耐震改修計画作成費用の3分の2<br>補助限度額：1棟当たり300万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 1件)           | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業(耐震改修)     | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された修学旅行生が利用するホテル、旅館を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。  | 補助率：耐震改修工事費用の23%<br>補助限度額：1棟当たり2,000万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 1件)            | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業(耐震改修計画作成)      | 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により耐震診断の実施が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物(耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断されたものに限る)について、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。                | 補助率：耐震改修計画作成費用の6分の4(別途国直接補助6分の1)<br>補助限度額：333.3万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 2件) | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業(耐震改修)          | 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により耐震診断の実施が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物(耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断されたもので、災害時における社会貢献について協定締結したものに限る)について、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 | 補助率：耐震改修工事費用の23%(別途国直接補助21.8%)<br>補助限度額：2,300万円<br>利用実績 2件 (平成30年度 0件)   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業             | 土砂災害特別警戒区域の指定によって、既存不適格となった建築物を対象に土砂災害に対する安全対策工事に要する費用の一部を補助する。   | 補助率：土砂災害に対する安全対策工事費用の23%<br>補助限度額：1棟当たり75.9万円<br>利用実績 0件 (平成30年度 0件)     | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                                      | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|--|--|--|-----------|--------|------------------|
| 1    | (1)   | 2    | 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業（耐震診断）     | 京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震診断に要する費用を助成する。  | 補助率：耐震診断費用の6分の5<br>（別途国直接補助6分の1）<br>補助限度額：なし<br>利用実績 1件（平成30年度 2件）     | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業（耐震改修計画作成） | 京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震改修等の計画、設計及び工事費見積もり等に要する費用を助成する。   | 補助率：耐震診断費用の3分の2<br>（別途国直接補助6分の1）<br>補助限度額：なし<br>利用実績 1件（平成30年度 0件）     | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業（耐震改修）     | 京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震改修工事（建替え及び除却含む。）に要する費用を助成する。  | 補助率：耐震診断費用の3分の2<br>（別途国直接補助15分の1）<br>補助限度額：2300万<br>利用実績 0件（平成30年度 0件） | 継続        |        | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 1    | (1)   | 2    | 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣事業              | 分譲マンションが常に優良な住宅ストックとして維持され、又は更新されることによって、良好な景観形成の促進に寄与することを目的に、建て替え又は大規模修繕を行おうとする分譲マンションの管理組合に対して、その進め方についての助言を行う専門家を派遣する。 | 派遣回数 25回（平成30年度 26回）   | 継続        |        | 都市計画局<br>住宅政策課   |
| 1    | (1)   | 2    | 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業                  | 高齢者や障害のある方をはじめとする全ての市民が暮らしやすい良好な住宅ストックを形成することを目的として、分譲マンション共用部分のバリアフリー改修工事に係る費用の一部を助成する。                                   | 助成件数 1件（平成30年度 9件）   | 継続        |        | 都市計画局<br>住宅政策課   |
| 1    | (1)   | 2    | 鉛製給水管取替工事助成金制度の実施                        | 市民が敷地境界から蛇口までの間にある鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える際に、工事費の一部を助成する。  | 実績26件/2,274千円（平成30年度28件/2,612千円）                                       | 継続        |        | 上下水道局<br>水道管路課   |



| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                               | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課              |
|------|-------|------|-----------------------------------|---|--|-----------|--------|-------------------------|
| 2    | (2)   | 3    | 法律に基づく販売業者等に対する立入検査等              | 法律に基づく販売業者等に対する立入検査等を実施し、販売されている製品に法令で義務付けられた表示がされているか確認する。                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>販売業者等への立入検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品品質表示法 6事業所（平成30年度 3事業所）</li> <li>消費生活用製品安全法 1事業所（平成30年度 2事業所）</li> <li>電気用品安全法 3事業所（平成30年度 2事業所）</li> <li>ガス事業法 2事業所（平成30年度 1事業所）</li> <li>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 1事業所（平成30年度 1事業所）</li> </ul> </li> </ul> | 継続        | 1      | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |
| 2    | (2)   | 3    | 食品表示監視指導業務                        | 法律に基づき市内の事業者等に対し、食品表示（品質事項）に係る調査等を実施し、食品表示に係る適正化を図る。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等からの問い合わせ・回答 521件（平成30年度370件）</li> <li>事業者等への任意・立入検査 5件（平成30年度10件）</li> <li>食品表示パトロール 18事業者（平成30年度2事業者）</li> <li>食品表示法に基づく指示・公表 0件（平成30年度0件）</li> </ul>  | 継続        | 1      | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |
| 2    | (2)   | 3    | 青果・水産物の品質表示に関する事業者指導              | 食品表示を規定する法律に基づき、表示が適正でない食品の流通を未然に防止し、業界が一丸となって安心・安全な食品の流通に心掛けるよう指導、啓発を行う。             | ○事業者に対する講習会を実施<br>実施日 11月26日、12月5日、6日<br>出席者数 24名  | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |
| 2    | (2)   | 3    | 牛肉・豚肉の流通に係る事業者指導                  | 消費者が安全・安心な食肉を購入できるようにするため、市場における売買取引等が、法令に則して適切に行われているかなどの点を中心に、卸売業者や関連事業者等の指導監督等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者及び売買参加者に対しての適正表示の指導（随時）</li> <li>取引の方法等に関する指導（随時）</li> </ul>  | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第二市場 |
| 2    | (2)   | 3    | 栄養表示等の指導・食品の健康保持増進効果等に関する広告等の監視指導 | 食品関連事業者等を対象に、食品表示法に基づく指導・健康増進法第31条の第1項に基づく指導を行う。                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連事業者等を対象に、食品表示法に基づく栄養成分表示等に関する相談・指導及び健康増進法第31条の第1項に基づく相談・指導を実施した。</li> </ul> <p>【相談・指導実績（令和元年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別 390件（平成30年度 167件）</li> <li>集団 4回 延265人（平成30年度 2回 延 142人）</li> </ul>   | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課        |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                       | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |
|------|-------|------|---------------------------|--|---|-----------|--------|---------------------|
| 2    | (2)   | 3    | 食の健康づくり応援店                | 「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」メニューの提供や「エネルギー表示」「食物アレルギー表示」を実施する飲食店等を登録し、店舗の情報をホームページに掲載し、市民及び府民の方々に普及する。(平成27年4月13日募集開始)                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規店舗の募集及び登録。</li> <li>京都市のホームページ「京・食ねっと」に登録店舗の情報を掲載(ホームページへ掲載)。</li> </ul> <p>【登録店舗数】 598店舗(令和2年3月末時点)</p>   | 継続        | 1      | 保健福祉局<br>健康長寿企画課    |
| 2    | (2)   | 4    | 商品等の表示・包装基準の調査・指導         | 商品等を購入し、使用・利用する際に、商品についての必要な情報が得られるようにするとともに、その内容等を誤認することを防止するため、消費生活条例に基づき、「商品等表示基準」、「単位価格表示基準」、「包装基準」を定めており、これら3つの基準の遵守に向けて、調査、指導等を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>単位価格表示基準<br/>市内において対象となる1店舗を訪問し、状況確認した。</li> </ul>   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 2    | (3)   | 5    | 環境マネジメントシステム規格「KES」の認証の普及 | 中小企業の環境経営の取組を促進するため、国際規格の環境マネジメントシステム「ISO14001」の簡易版である「KES」の事業者向けセミナーを開催し、新たな認証取得事業者の増加を図る。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>KES認証取得事業者数(市内累計) 1,367件</li> <li>環境マネジメントセミナー 1回(7月31日)<br/>※2回目は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止<br/>受講者数 75名</li> </ul>  | 継続        |        | 環境政策局<br>環境管理課      |
| 2    | (3)   | 5    | ソーシャル・イノベーション・クラスター創出支援事業 | ビジネスとして収益性を確保しつつ社会的課題を解決する「ソーシャルビジネス」について、フォーラム開催等による普及啓発に努め、人材育成セミナーによる担い手の育成及び認証等による企業支援体制の構築を図る。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成セミナー等イベントの実施 191回</li> <li>「これからの1000年を紡ぐ企業認定」 7社認定</li> <li>「買い物の先に広がる世界、探求舎～企業とともに拓くエンカル世代のための想像力と創造力～」と題し、ものづくりや料理等を通じた消費者教育プログラムを、京都市ソーシャルイノベーション研究所と共同して3/22に実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響のため中止となった。</li> </ul>  | 継続        |        | 産業観光局<br>地域企業振興課    |
| 2    | (3)   | 5    | 商店街等支援事業                  | 商店街等が実施するアーケードや街路灯などの共同施設整備事業、活性化計画策定や魅力アップに向けたソフト事業に対して、各種補助施策により支援を行う。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>商店街等環境支援事業(23件) <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設置・改修事業補助 23件</li> </ul> </li> <li>商店街等競争力強化支援事業(33件) <ul style="list-style-type: none"> <li>活性化教育事業 3件</li> <li>商店街・小売市場活性化整備計画策定事業 2件</li> <li>地域の魅力アップ貢献事業補助 16件</li> <li>消費喚起に向けた販売促進支援事業 12件</li> </ul> </li> <li>商店街街路灯電力料補助(103商店街)</li> </ul> | 継続        |        | 産業観光局<br>商業振興課      |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                       | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課              |
|------|-------|------|---------------------------|---|---|-----------|--------|-------------------------|
| 2    | (3)   | 5    | 京の旬野菜の販売促進、減農薬・減化学肥料栽培の指導 | 市内で生産される旬野菜の中で多く栽培されているものについて、農薬の使用状況等を確認するとともに、残留農薬分析を実施し、京の旬野菜の安全性を確保する。<br>また、最も栄養価の高い旬の時期の野菜を市民に供給する体制を整備するとともに、旬野菜のPRやレシピ等の配布による食べ方の提案を通じて、市民のエコで健康な食生活の実践を推進する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>京の旬野菜認定生産者数(3月末現在)679戸(平成30年度 682戸)</li> <li>残留農薬分析(3品目3検体)を委託により実施</li> <li>直売所の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)じねんと市場(4月～)</li> <li>(2)北大路商店街(4月～)</li> </ul> </li> <li>販売促進キャンペーン(11月1日～12月10日(京都府と共催))</li> </ul> | 継続        |        | 産業観光局<br>農林企画課          |
| 2    | (3)   | 6    | 生活必需品の物価安定対策              | 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向け、価格の動向や需給の状況についての情報収集・提供。また、必要に応じて、価格の調査等を実施する。<br>①物価状況に係る情報の収集・提供<br>消費者物価指数などの主要統計について、情報を収集・提供する。<br>(以下、物価が大幅に高騰した際の緊急対応)<br>②物価・流通等の緊急調査<br>必要に応じ、流通機構、価格動向、需給状況等に関する情報収集を行うための調査を実施する。<br>③国が調査物資を指定した際の対応<br>国が関連法に基づき価格が高騰した物品を調査物資として指定した場合、本市は事業者に対し、標準価格以下の価格での販売指示等を行うことになる可能性がある。 | ①については、京都府及び総務省統計局による価格調査結果により情報収集を行うとともに、消費生活総合センターホームページに主要統計のリンク集を掲載している。<br>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マスク等の需要急増による供給量不足、さらに買い占め、高額転売等が発生したため、適切な消費行動をとること等について京都市情報館及び消費生活総合センターホームページで情報発信する等、消費者への注意喚起を行った。<br>②及び③については、国が指定する調査物資の事案がなかったため、未実施。                    | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |
| 2    | (3)   | 6    | せり人等に対する講習                | 市場の重要な機能の一つである価格形成を担うせり人、補助せり参加人、売買参加者に対して、登録等の更新時に講習会を実施し、法令にのっとった公正・公平な取引が行われるよう認識を高める。   | ○補助せり参加人資格認定更新講習会<br>実施日 6月18日<br>出席者数 57名<br>○せり人登録更新講習会<br>実施日 7月18日<br>出席者数 21名  | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |
| 2    | (3)   | 6    | 卸売業者に対する業務検査              | 卸売業者の業務又は財産の状況等を検証し、業務運営の適正化と財務の健全化を図る。   | ○検査の実施<br>1社に対して財務検査のみを実施(卸売市場法改正を見据え、業務検査は未実施)   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                   | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課              |
|------|-------|------|-----------------------|---|---|-----------|--------|-------------------------|
| 2    | (3)   | 6    | せり人等に対する講習、卸売業者に対する検査 | 入荷する食肉について、公正な評価による透明性の高い卸売価格が形成されるよう、市場取引に関して業者への指導監督等を行う。また、卸売会社に対する業務検査及び財務検査を実施し、業務監督を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>卸売会社業務検査及び財務検査 1社1回 (令和元年度 1社1回)</li> <li>せり取引時における監視(常時)</li> <li>販売原票等の書類確認(常時)</li> </ul> ※せり人等に対する講習については、せり人の登録、登録更新時及び条例・規則等の改正時に随時実施(直近では、せり人登録講習会を平成30年度に実施)   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第二市場 |
| 3    | (4)   | 7    | 消費者月間の取組              | 国が毎年5月を消費者月間と定めており、全国で消費者啓発や学習会など様々な取組が実施されている。本市においても、消費者月間に消費者啓発に係る取組を実施する。                 | 消費者月間の取組として京都府、NPO法人コンシューマーズ京都と連携し、啓発イベントを開催した。<br><br>令和元年度消費者月間行事<br>「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残さない2019～」<br>日時:令和元年5月18日(土)13時30分～17時(13時開場)<br>会場:京都市男女共同参画センター ウィングス京都イベントホール<br>内容:○記念講演「SDGsと消費者市民社会」<br>講師 阿南 久氏<br>(元消費者庁長官、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、<br>消費者市民社会をつくる会代表)<br>○「ザ・トゥルー・コスト～ファストファッション 真の代償～」の<br>上映<br>参加者:143名 | 継続        | 19     | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |
| 3    | (4)   | 7    | 消費者啓発物品の配布            | センターの相談窓口を周知するため、出前講座や区民まつり等、市民が多く集まる場所で啓発物品を配布する。  | 出前講座や区民まつり等で、ボールペン、クリアファイル、うちわ、メモ帳、ハンドタオル、折り紙等の啓発物品を配布した。   | 継続        | 19     | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |
| 3    | (4)   | 7    | 消費生活相談体制の強化           | 複雑化・高度化する相談内容に消費生活専門相談員が適切に対応できるよう、相談員の総合的な資質の向上を図る。  | 消費生活専門相談員に対する研修の充実<br><ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活センター研修への派遣 延べ24人</li> </ul>  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名              | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課          |
|------|-------|------|------------------|--|---|-----------|--------|---------------------|
| 3    | (4)   | 7    | 消費生活相談           | <p>電話や面談により、消費生活に関する様々な相談に応じる（平成23年5月から、正午から午後1時まで及び午後4時から午後5時までの2時間について相談時間を延長した）。</p> <p>消費者が相談できる機会を増やすため、消費生活相談時間の延長、消費生活総合センター閉庁日（土・日・祝日）の電話相談（平成17年4月から、土曜日、日曜日及び祝日（年末年始を除く）の電話による消費生活相談業務をNPO法人京都消費生活有資格者の会に委託し、電話による市民からの相談に応じている（京都府と共同で開設））。</p> <p>インターネットによる相談を実施（平成21年1月から、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、電子メールによる相談を実施している。）するなど、環境整備に努めている。</p> | <p>1 消費生活相談（月～金曜、午前9時～午後5時）<br/>・相談件数 9,520件(平成30年度 8,962件)</p> <p>2 土・日・祝日電話相談の実施（午前10時～午後4時）<br/>・開設日数119日、受付件数 1,394件<br/>1日平均受付件数 11.7件<br/>（平成30年度 開設日数 115日、受付件数 1,276件<br/>1日平均受付件数 11.1件）</p> <p>3 インターネットによる相談の実施<br/>・相談件数 270件(平成30年度 147件) ※件数は上記1の内数</p> | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 3    | (4)   | 7    | 多重債務専用ダイヤル       | 消費生活総合センターにおいて、消費生活専門相談員が、相談者の債務状況について事情を聴取し、具体的な解決方法等について助言したうえで、弁護士等の専門機関へ確実に取り次ぐ。   | <p>毎週月～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>・相談件数 226 件(平成30年度 229件)</p>  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 3    | (4)   | 7    | 弁護士による多重債務特別相談   | 受任を前提にじっくりと相談できる窓口を確保するため、多重債務問題を専門とする弁護士による特別相談を実施する。   | <p>毎月第1、第3、第5水曜日の夜間（午後6時～7時半）及び第2、第4水曜日の午前中（10時～11時半）に実施している（各2名）。</p> <p>・相談件数 46件(平成30年度 38件)</p>   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 3    | (4)   | 8    | 弁護士による消費生活相談支援事業 | <p>（消費生活相談支援事業）<br/>消費生活専門相談員が行う日常の相談業務の中で、高度な法律知識が必要な案件について、弁護士から助言等を受ける。<br/>（京都市消費者サポートチーム）<br/>相談業務の遂行に当たり、解決が困難又はあっせん不調に終わる可能性が高い案件について、相談員、事務員及び弁護士がサポートチームを編成し、相談の早期解決を図る。</p>  | <p>（消費生活相談支援事業）<br/>月4回(週1回)、年間48回、午前10時～正午<br/>・相談件数333件(平成30年度 375件)</p> <p>（京都市消費者サポートチーム）<br/>・実施案件0件(平成30年度3件)<br/>うち、あっせん不調 0件（平成29年度0件）</p>  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名         | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課                               |
|------|-------|------|-------------|---|--|-----------|--------|--|
| 3    | (5)   | 9    | 京都市民法律相談    | 日常生活の中で発生するあらゆる法律問題に関して、弁護士が相談に応じることにより、市民が抱える民事問題等の解決に寄与するとともに、市民の法律や司法制度の理解を促進する。 | <p>&lt;平成28年10月～&gt;</p> <p>○消費生活総合センター<br/>毎週月・火・木・金曜日 午後1時15分～午後3時45分（各15名）<br/>夜間相談 毎月第2・4水曜日 午後6時～午後8時（各12名）</p> <p>○区役所・支所<br/>毎週水曜日 午後1時15分～午後3時15分<br/>北・左京・山科・南・右京・西京・伏見区役所（各12名）<br/>上記以外の区役所、支所（各6名）</p> <p>・相談件数 8,290件<br/>（平成30年度 8,709件）<br/>※消費生活総合センター，区・支所合計</p>  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター<br>各区役所・支所<br>地域力推進室 |
| 3    | (5)   | 9    | 交通事故相談      | 交通事故の被害者や加害者を対象に、損害賠償問題（示談の方法、賠償問題、更生問題に関する助言や情報提供）を中心に相談を受け、解決に必要な情報の提供や助言を行う。     | <p>毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時</p> <p>・相談件数 348件(平成30年度 381件)</p>  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                      |
| 3    | (5)   | 9    | 市政一般相談      | 市民から寄せられる市政に関する意見・要望・苦情・相談・問合せに応じる。   | <p>毎週月～金曜日（祝日除く）</p> <p>○消費生活総合センター 午前9時～午後5時<br/>○区役所・支所 午前9時～午後4時</p> <p>・相談件数 47,812件(平成30年度 54,170件)</p>   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター<br>各区役所・支所<br>地域力推進室 |
| 3    | (5)   | 9    | 共催による各種相談事業 | 市民による多様な相談の需要に応えるため、関係団体との共催により、各種相談事業を実施する。  | <p>(1)行政書士による無料相談会（7回），行政書士による終活セミナー及び無料相談会（2回）【京都府行政書士会】</p> <p>(2)司法書士無料相談（3回），司法書士による相続登記等に関するセミナー及び無料相談会（3回）【京都司法書士会】</p> <p>(3)民事調停委員による無料相談会（2回），民事調停セミナー及び無料相談会（2回）【京都民事調停協会】</p> <p>(4)不動産無料相談会（5回）【京都不動産研究協会】</p> <p>(5)不動産無料相談会（2回）【京都府不動産鑑定士協会，日本不動産鑑定士協会連合会】</p> <p>(6)全国一斉不動産表示登記無料相談会（1回）【京都土地家屋調査士会】</p> <p>(7)土地の境界問題に関する無料相談会（24回）【京都地方法務局，京都土地家屋調査士会ADR「京都境界問題解決支援センター」】</p> <p>(8)不動産なんでも無料相談（1回）【京都弁護士会，京都司法書士会，近畿税理士会京都府支部連合会，京都土地家屋調査士会，京都府不動産鑑定士協会】</p> | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                      |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名              | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策       | 担当局（区）・室・課            |
|------|-------|------|------------------|--|--|-----------|--------------|-----------------------|
| 3    | (5)   | 9    | 特定事案についての110番の設置 | 相談が急増し、重大な被害拡大のおそれがある事案について、特定事案についての110番を設置し、消費者被害の掘り起こし及び被害拡大防止のため注意喚起を図るとともに、事業者への警告を行う。  | 平成31年度は、110番の設置を検討するような「相談が急増し、重大な被害拡大のおそれがある事案」は見られなかったが、特殊詐欺特別警報発令等、適宜やホームページ等で注意喚起を行ったほか、消費生活情報誌による啓発を実施した。   | 継続        |              | 文化市民局<br>消費生活総合センター   |
| 3    | (5)   | 9    | 自死遺族・自殺予防専用電話の設置 | 自死により親しい人を失ったつらさや悩みを抱えている遺族の思いに耳を傾け、自死遺族の孤立を防ぐとともに不安を軽減するための電話相談を実施する。   | ○受付：毎週月、火、水曜日の午前9時～正午及び毎週木、金曜日の午後1時～4時（祝日及び年末年始を除く。）<br>○相談件数：325件（自死遺族14件、自殺予防169件、その他142件）（平成30年度 354件）  | 継続        | きょういのちほっとプラン | 保健福祉局<br>こころの健康増進センター |
| 3    | (5)   | 9    | こころの健康相談         | 家庭や職場でのこころの悩み、精神障害者の社会参加、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症、社会的ひきこもり等に関する様々な電話相談を実施する。  | ○受付：午前9時～正午及び午後1時～4時（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）<br>○相談件数：6,233件（平成30年度 5,889件）  | 継続        |              | 保健福祉局<br>こころの健康増進センター |
| 3    | (5)   | 9    | 精神障害者法律相談        | 弁護士による精神障害者やその家族等を対象とする法律相談を実施する。  | ○受付：第2・第4木曜日の午後1時30分～4時30分（「こころの相談電話」での予約が必要。）<br>○相談件数：35件（平成30年度 34件）  | 継続        |              | 保健福祉局<br>こころの健康増進センター |
| 3    | (5)   | 9    | 成年後見支援センターの設置・運営 | 本市における高齢者の権利擁護推進を図るための専門施設である「長寿すこやかセンター」の中に、新たに「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とする方々の相談から制度利用に至るまでの一貫した支援を行う。<br>また、専門職以外に成年後見人となり得る人材を「市民後見人」として養成・確保し、今後、増加が見込まれる認知症高齢者等の制度利用促進と共に、利用者の経済的負担の軽減を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数<br/>新規相談：899件（速報値）<br/>継続相談：444件（速報値）</li> <li>市民後見人候補者登録者研修等<br/>研修等実施回数：6回</li> <li>市民後見人養成講座：講座登録者数14名</li> </ul> | 継続        | 16           | 保健福祉局<br>介護ケア推進課      |
| 3    | (5)   | 9    | 医療安全相談の実施        | 保健福祉局医療衛生企画課内に医療安全相談窓口を設置し、電話等により医療の安全に関する市民からの相談等に対応し、必要に応じて寄せられた情報の医療機関への提供等を行うことを通じて、医療機関における保健医療サービスの向上を図ることで、医療の安全と信頼を高める。  | ○受付：午前9時30分～11時30分、午後1時～4時（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）<br>○相談件数 867件（平成30年度 805件）  | 継続        | 10<br>15     | 保健福祉局<br>医療衛生推進室      |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                              | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課          |
|------|-------|------|----------------------------------|---|--|-----------|--------|---------------------|
| 3    | (5)   | 9    | 不動産（空き家等）活用相談窓口                  | 区役所・支所を会場に、空き家相談員による不動産（空き家等）に関する無料相談会を実施   | 会場：北・左京・下京・右京・伏見区役所<br>相談件数：83件  | 継続        |        | 都市計画局<br>まち再生・創造推進室 |
| 3    | (5)   | 9    | 京町家なんでも相談                        | （公財）京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京町家に関する市民からの相談等について、センター職員が不動産業者、大工・工務店、建築士と連携して「京町家なんでも相談」を実施する。 | 相談件数417件（平成30年度 541件）  | 継続        |        | 都市計画局<br>まち再生・創造推進室 |
| 3    | (5)   | 9    | 建築相談の実施                          | 建築物等に関連する様々な相談に対し、建築に関する専門の相談員（一級建築士）による相談を実施する。  | 毎週木曜日実施<br>相談件数 109件（平成30年度 99件）   | 継続        |        | 都市計画局<br>建築指導課      |
| 3    | (5)   | 9    | すまいに関する総合的な相談業務（京都市安心すまいづくり推進事業） | すまいに関する様々な相談に応じる京都市の総合的な相談窓口を、京（みやこ）安心すまいセンターに設置し、市民の利用に供する（一般相談、専門相談）。                   | 相談件数<br>○一般相談<br>令和元年度 1,760件（平成30年度 1,905件）<br>○専門相談<br>令和元年度 177件（平成30年度 190件）<br>○訪問相談<br>令和元年度 0件（平成30年度 0件） | 継続        |        | 都市計画局<br>住宅政策課      |
| 3    | (5)   | 9    | 京都市居住支援協議会による高齢期の住まいの相談会         | 不動産関係団体、福祉関係団体等と平成24年9月に設立した京都市居住支援協議会において、高齢者の住まいや住み替えに関する相談会を実施する。                      | ○住まいの相談会<br>実施回数 4回<br>相談件数 29件  | 継続        |        | 都市計画局<br>住宅政策課      |
| 3    | (5)   | 10   | 京都府、京都府警察、京都弁護士会等の関係機関との会議の定期的開催 | 悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため、京都府、京都府警察、京都弁護士会等関係機関との会議等を定期的に開催して情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。       | ・合同事例研究会5回（京都弁護士会主催）<br>・苦情処理研究会2回（京都府主催）<br>・ヤミ金・架空請求被害対策協議会2回（京都府、京都府警察、京都弁護士会他、16団体）                          | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |



| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                            | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課          |
|------|-------|------|--------------------------------|---|---|-----------|--------|---------------------|
| 3    | (5)   | 10   | 各種団体が実施する相談事業に対する後援            | 各種団体が市民に相談機会を提供するための事業に対して後援名義の使用を許可し、市民の相談機会を拡充する。   | 後援名義使用許可数 8件（うち、事業中止 1件）<br>（平成30年度 7件）<br>許可団体：特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク（京都消費者問題セミナー）、京都司法書士会（貸付トラブル無料相談）等 | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 4    | (6)   | 11   | 不適正な取引行為に対する事業者指導              | 京都市消費生活条例に基づき、不実告知による契約等の不適正な取引行為を行う事業者に対し、指導のうえ是正を求め、改善が見られない場合は勧告・公表する。   | ・指導、勧告、公表件数<br>0件（平成30年度 0件）<br>・その他（口頭による指導）<br>0件（平成30年度 0件）  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 4    | (6)   | 11   | 「事業者向け出前講座」の実施                 | 不適正な取引行為を未然に防ぐことを目的として、希望する事業者に対し、京都弁護士会に所属する弁護士を講師として派遣し、消費者保護の視点から消費者関連法令の遵守や事業者としての社会責任に関する啓発を行う。                | 実施件数及び参加者数<br>0件 0名（平成30年度 3件 97名）<br>※2件の申請があったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止                                | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 4    | (6)   | 12   | 事業者団体訪問への対応                    | 事業者団体から相談状況等に係る情報収集や取組の報告等のための訪問を受ける際に、情報提供や指導等を行い、事業者の不適正な取引行為や消費者トラブルの未然防止を図る                                     | 事業者団体の訪問に対応し、相談受付状況を伝えるとともに、勧誘方法等について意見交換を行った。<br>訪問対応件数 2件（平成30年度 6件）                                    | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 4    | (6)   | 12   | 事業者訪問への対応（事業者による自主行動基準策定の働き掛け） | 事業者が相談状況等に係る情報収集や自社の取組の報告等のために訪問した際に、情報提供や指導等を行う。また、自主行動基準策定の働き掛けることにより、事業者の不適正な取引行為や消費者トラブルの未然防止を図る。               | 事業者の訪問に対応し、相談受付状況を伝え、勧誘方法等について意見交換を行った。また、自主行動基準策定について聴き取りを行った。<br>訪問対応件数 121件（平成30年度 126件）               | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 4    | (6)   | 13   | 「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」の全戸配布     | 「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」（京都府警察本部との連名）を作成・配布し、不招請勧誘による消費者被害の未然防止を図る。（平成24年度に市民しんぶん区版7月15日号挟み込み広告と同時に全戸配布、以後はイベント等で適宜配布） | 希望者に対し、消費生活総合センター、各区・支所で配布するとともに、出前講座や各区のふれあいまつり等で配布した。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課           |
|------|-------|------|--------------------|--|--|-----------|--------|----------------------|
| 4    | (7)   | 14   | ホームページ等による情報発信の充実  | 消費生活相談機能と消費者問題解決力の強化を図るため、消費生活総合センター独自のホームページ及びSNS（フェイスブック、ツイッター）により、悪質商法の注意喚起等を分かりやすく伝えていくとともに、消費生活相談窓口の更なる周知を図る。 | 京都市情報館による情報提供に加え、悪質商法の手口の解説等、市民が消費者問題に直面した際に問題解決の手助けとなるような情報を分かりやすく提供するため、独自ホームページ及びSNS（フェイスブック、ツイッター）の発信を行った。   | 継続        | 19     | 文化市民局<br>消費生活総合センター  |
| 4    | (7)   | 14   | 食の安全・安心情報の提供       | 食の安全・安心に係る様々な情報について、正確・迅速に公表する。  | 京都市情報館において、食品の放射能検査結果や自主回収情報を公表し、随時更新するとともに、啓発事業の案内など、様々な情報提供を行った。<br>みやこ健康安全ねっとにより、食中毒予防等の情報配信を行った。（令和元年度配信数 20回）<br>SNS（京都市食の安全安心公式Facebook）で食の安全安心に関する情報発信を行った。（令和元年度配信数 50回） | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室     |
| 4    | (7)   | 14   | 食品の自主回収の公表         | 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例に基づき、事業者から食品の自主回収に関する報告があった場合に、ホームページに掲載する。   | 自主回収着手報告書受理件数 15件  | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室     |
| 4    | (7)   | 14   | 悪質業者等に対する注意喚起      | ホームページに悪質商法・職員偽装・窃盗事件に対する注意を掲載する。  | ホームページに掲載  | 継続        |        | 上下水道局<br>お客さまサービス推進室 |
| 4    | (7)   | 15   | 消費生活行政推進会議（庁内会議）   | 消費生活基本計画に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進することにより、計画の実効性を確保することを目的として、関係各局と相互に連携し、調整を行うための庁内会議を設置する（9局区21課で構成）。                    | 未実施  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター  |
| 4    | (7)   | 15   | 近畿相談担当者連絡会議        | 相談業務の効果的推進と円滑な運営に資するために、近畿地域の消費生活センターの相談担当者が相談事例等に関する情報を交換する。  | 近畿地区の都道府県及び政令指定都市との連携により、相談事例の研究や情報の共有を図った。<br>第110回 6月11日 和歌山県<br>第111回 9月10日 京都市<br>第112回 12月10日 大阪市<br>第113回 3月10日 神戸市（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）                                 | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター  |
| 4    | (7)   | 15   | 京阪神堺四都市事業者指導担当者連絡会 | 事業者指導業務の効果的かつ円滑な運営に資するために、京阪神堺の四都市の消費生活センターの事業者指導担当者間で事業者指導に関する情報を交換する。  | 未開催だが、広域に影響を及ぼす案件については、適宜情報を交換し、関係都市と連携して事業者指導を実施している。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター  |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                      | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課          |
|------|-------|------|--------------------------|---|--|-----------|--------|---------------------|
| 4    | (7)   | 15   | 「京都くらしの安心・安全ネットワーク」情報交換会 | <p>広域化、複雑化、悪質化する消費者問題に迅速に対応し、消費者被害の未然防止、早期発見、早期救済を図るため、ネットワーク参加団体間の連携と情報交換、交流を促進する（京都府消費生活安全センターが事務局）。</p> <p>・参加団体<br/>京都府消費生活安全センター、京都府警察、京都市消費生活総合センター、京都府内の消費者団体、福祉関係団体、事業者団体、報道機関、行政機関 等</p> | 7月10日開催。京都市の取組状況（高齢者に対する見守りネットワーク構築）について報告。  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 4    | (7)   | 15   | 高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議    | <p>認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築するため、関連団体との連携の在り方等について検討を行うとともに、市民等への普及啓発や成年後見制度の利用促進の検討などにより、高齢者・障害者の権利擁護の推進を図る。</p>   | <p>・コロナにより中止。運営会議のみ1回実施。</p> <p>（議題）<br/>           (1)平成31年度の京都市の高齢者・障害者の権利擁護に関する取組状況について（所管課）<br/>           ・高齢者虐待への対応及び防止事業（相談・通報窓口対応、老人福祉法によるやむを得ない措置、虐待シェルター確保事業、啓発・研修事業等）<br/>           ・成年後見制度（市長申立、後見人等報酬助成、啓発・研修事業、成年後見支援センター、成年後見制度利用促進協議会等）<br/>           ・権利擁護事業（高齢者・障害者に対する啓発・相談事業、くらしのみはりたい等）<br/>           (2) 日常生活自立支援事業の実施状況について（市社協）<br/>           (3) 市民後見人養成講座の状況及び市民後見人の選任・活動状況について（所管課）<br/>           (4) 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて（所管課）<br/>           (5) その他 意見交換</p> | 継続        |        | 保健福祉局<br>介護ケア推進課    |
| 4    | (7)   | 16   | ごみ収集福祉サービス               | <p>集積場まで排出することが困難な要介護高齢者等により排出された5種類のごみ及び資源物を、自宅に向いて直接収集する。<br/>また、排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行う。</p>   | <p>【利用世帯数の推移】<br/>令和元年度末 3,967世帯</p>   | 継続        |        | 環境政策局<br>まち美化推進課    |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                       | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                      |
|------|-------|------|---------------------------|--|---|-----------|--------|---------------------------------|
| 4    | (7)   | 16   | 学区の安心安全ネットワーク継続応援事業       | 学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、「学区の安心安全ネットワーク継続応援事業」として、防犯活動支援物品の貸出し等による支援を実施するとともに、区役所においては、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」による補助金交付により、地域の防犯活動等を応援している。                    | 学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、「学区の安心安全ネットワーク継続応援事業」を実施し、地域の防犯活動等を応援した。                | 継続        |        | 文化市民局<br>くらし安全推進課               |
| 4    | (7)   | 16   | 学生防犯ボランティア等若い世代への支援と合同啓発等 | 学生防犯ボランティア(京都府警察の登録制度、愛称ロックモンキーズ)の事業支援、合同啓発、NPO等との連携による出前講座等を実施する。   | 学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」に対して、学生防犯活動事業補助金を交付するなど、事業支援を実施した。(学生防犯活動事業補助金交付額：487,035円) | 継続        |        | 文化市民局<br>くらし安全推進課               |
| 4    | (7)   | 16   | 特殊詐欺被害根絶のための取組            | 多発する特殊詐欺被害を根絶するための取組を一層推進するため本市(くらし安全推進課)、京都府警察及び京都府との三者連携による取組を実施。  | 京都府警察及びくらし安全推進課と共同で啓発チラシを作成し、各区役所・支所、民生児童委員、老人福祉員、市内郵便局、地域包括視線センター等に配布。         | 継続        |        | 文化市民局<br>くらし安全推進課<br>消費生活総合センター |
| 4    | (7)   | 16   | くらしのみほりたい事業               | 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」「気配り」「声掛け」による見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集してきた(登録時に「くらしのみほりたい」ステッカーを配布済み。)登録者に対しては最新の消費生活情報を電子メールで提供する。 | 最新の消費生活情報を電子メールで提供した。   | 継続        | 23     | 文化市民局<br>消費生活総合センター             |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                  | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|----------------------|--|---|-----------|--------|------------------|
| 4    | (7)   | 16   | 民生委員・児童委員による相談援助活動   | 厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において、関係機関・団体やボランティアと協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行う。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の各担当地域において、高齢者、障害のある方、児童をはじめ、地域の福祉にまつわる相談・支援を実施している。</li> <li>・相談・支援件数（令和元年度実績） <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に関すること25,596件(平成30年度26,641件)</li> <li>障害のある方に関すること1,972件(平成30年度2,085件)</li> <li>子どもに関すること13,149件(平成30年度14,492件)</li> <li>その他9,375件(平成30年度9,312件)</li> </ul> </li> <li>・とりわけ高齢者に関しては、老人福祉員と連携し、各地域において、高齢者を見守る取組を実施している。</li> </ul> | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課 |
| 4    | (7)   | 16   | 認知症サポーター、キャラバン・メイト養成 | 地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、その講師となるキャラバン・メイトを養成する。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成者数<br/>14,077人 延べ 130,257人</li> <li>・キャラバン・メイト養成者数<br/>72人 延べ 2,712人</li> <li>・認知症サポーターステップアップ（アドバンス）講座<br/>養成講座受講者 16人 登録者 11人延べ登録者 293人<br/>フォローアップ 受講者 延べ148人（6回）</li> </ul>   | 継続        | 23     | 保健福祉局<br>健康長寿企画課 |
| 4    | (7)   | 16   | 老人福祉員制度              | 市長から委嘱され、主に一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守る。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉員は、一人暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行っている。（下記数値は令和元年11月調査結果（年1回実施）） <ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉員定数1,472人</li> <li>把握している一人暮らし高齢者数44,185人</li> <li>訪問している一人暮らし高齢者数32,997人</li> <li>訪問率74.7%</li> <li>老人福祉員一人当たりの月平均訪問回数32回</li> </ul> </li> <li>・老人福祉員の活動を支援するため、全体研修会や、各区での研修会を実施した。</li> </ul>  | 継続        | 23     | 保健福祉局<br>健康長寿企画課 |
| 4    | (7)   | 16   | 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業  | 暮らしや仕事の中で、一人暮らしのお年寄り等への目配りを行い、サポートが必要な場合に地域包括支援センターへ連絡・相談する「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしお年寄り見守りサポーターの募集を継続し、登録者数の増加促進を行った。</li> <li>また、地域包括支援センターがサポーター向けの学習会を開催した。</li> <li>登録者数 13,626名（令和2年3月末現在）</li> </ul>  | 継続        | 23     | 保健福祉局<br>健康長寿企画課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名             | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課                    |
|------|-------|------|-----------------|--|--|-----------|--------|-------------------------------|
| 4    | (7)   | 16   | 地域包括支援センター業務    | 福祉の専門職や看護師等の資格を有する相談員が相談に応じるとともに、各種サービスの紹介や利用申請手続きを含む関係機関との連絡調整等、総合的な高齢者支援を実施する。   | 高齢者やその家族、近隣に暮らす方からの相談対応等総合的な高齢者支援を行うとともに、市内在住の単身世帯高齢者を対象に訪問活動を行い、支援が必要な方を把握し、適切な支援に繋がった。<br>また、地域包括支援センター等が把握した詐欺事案等について、関係機関（全地域包括支援センター、全区役所・支所、消費生活総合センター等）の間で、共通の連絡シートを用いたメールによる速やかな情報共有を行った。  | 継続        | 23     | 保健福祉局<br>健康長寿企画課              |
| 4    | (7)   | 16   | 日常生活自立支援事業      | 京都市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等、判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を援助する制度として、同事業を実施する。  | 市内11区の区社会福祉協議会に配置されている31名の専門員が本事業の利用調整を行い、364名（3月末時点）の生活支援員が支援計画に基づき、利用者宅等を定期的に訪問して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳・印鑑の保管や郵便物の管理等を行い、支援している。<br>新規契約者数 205件<br>利用者数 830名   | 充実        | 23     | 保健福祉局<br>介護ケア推進課              |
| 4    | (7)   | 16   | 認知症高齢者等権利擁護推進事業 | 認知症高齢者等が成年後見制度を利用するに当たって、身寄りがないなど審判申立てを行う親族がいない場合に、市長による申立てを実施する。<br>（平成24年度からは、これまで市長申立てに限って助成していた申立費用及び後見人報酬について、市長申立て以外で実費負担が経済的に困難な方に対しても助成することにより、制度利用を促進している。） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見市長申立件数 128件<br/>うち、高齢者109件<br/>障害者19件</li> <li>・申立費用支給件数 10件<br/>うち、高齢者8件(149,420円)<br/>障害者2件(10,482円)</li> <li>・後見人報酬支給件数 823件<br/>うち、高齢者：619件(135,705,935円)<br/>障害者：204件(49,273,512円)</li> </ul> | 継続        |        | 保健福祉局<br>介護ケア推進課<br>障害保健福祉推進室 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                                | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課            |
|------|-------|------|------------------------------------|--|--|-----------|--------|-----------------------|
| 4    | (7)   | 16   | 「高齢者にやさしい店」事業～認知症の人も安心して暮らせるまちづくり～ | 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、左京区内の商店・金融機関等を対象に、認知症サポーター養成講座を受講のうえ、「高齢者にやさしい店」としての登録及びステッカー等の掲示をしてもらうことで、認知症等の高齢者が安心して買い物ができる高齢者にやさしい店づくりを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録店の増加（4店舗）、3/31現在、計280店舗</li> <li>・左京区特別講座「認知症のこと」開催（9/20, 188名）</li> <li>・高齢者にやさしい店フォローアップ研修・新規登録店説明会 事業説明会（10/23, 41名）</li> <li>・敬老月間に区民交流スペースでのパネル展示（高齢者にやさしい店、認知症の人と家族の会）</li> <li>・地域包括支援センターとの連携・情報提供（随時）</li> <li>・専門職のスキルアップ研修（認知症診療における漢方薬の可能性について）</li> <li>・交通機関職員との認知症サポーター実践ワークショップ（9/3, 49名）</li> <li>・認知症にやさしい駅カフェ開催に向けた認知症当事者企画会議9/17, 25名）</li> <li>・認知症にやさしい駅カフェ（9/29, 140名）</li> <li>・岩倉地域においてRUN伴（10/19）</li> <li>・広報強化（左京区役所ホームページ掲載、ふれあいまつりでパネル展示）</li> </ul> | 継続        | 23     | 左京区役所健康長寿推進課          |
| 4    | (7)   | 16   | こども・地域あんしん・あんぜんパトロール               | 日常的に点検等で市内を歩いて移動している業務従事者が、「あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に付け、また、同内容のステッカーを貼付した公用車で職員が外勤することにより、犯罪を犯そうとする者や交通ルールを守らない者に「見られている」と思わせ、犯罪等を思いとどまらせることを狙いとしている。               | 水道メーターの検針等の業務従事者が、「こども・地域あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けるとともに、同内容のステッカーを上下水道局の公用車に貼付している。   | 継続        |        | 上下水道局お客さまサービス推進室      |
| 4    | (7)   | 16   | 京都市指定上下水道工事業者案内                    | 上下水道工事に係る悪質業者による被害を避けるため、ホームページで「京都市指定工事事業者」や問合せ先を紹介する。  | ホームページに掲載  | 継続        | 14     | 上下水道局お客さまサービス推進室水道管路課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                           | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |
|------|-------|------|-------------------------------|--|---|-----------|--------|---------------------|
| 5    | (8)   | 17   | くらしの達人事業<br>(消費者標語の募集)        | 家庭や学校等で自ら考え行動する消費者となるための機会づくりとして、消費生活に関するテーマを設定し、市内に在住又は通学している小・中学生から消費者標語を募集し、優秀作品を表彰する(優秀作品については、作品集を作成するほか、消費生活総合センターが発行する情報誌等に掲載)。 | 令和元年6月14日から9月30日まで作品を募集した。<br>○テーマ<br>①わたしのおこづかいの使い方<br>②たのしい食事の時間<br>③ネットトラブルにあわないために<br>④つから責任について考えよう<br>○応募状況<br>小学生 応募者数 546名 作品数1,003点<br>中学生 応募者数1,175名 作品数2,071点<br>※入選作品は小学生31点,中学生30点。<br>令和2年2月10日に表彰式を開催。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 17   | 年長児(幼稚園児・保育園児)向け消費者教育教材の作成・配布 | 幼児期に対する金融教育等の取組の一環として、幼稚園及び保育園(所)で継続的に活用してもらうことを目的とした年長児対象の大型絵本「おかいものにいこう!」及び家庭におけるワークブックを作成・配布する。                                     | ○平成25年度に作成した教材を、以下のとおり配布した。<br>・市内全幼稚園及び保育園(所):377箇所(平成26年6月配布)<br>・市内各図書館:20箇所(平成26年10月配布)<br>○消費生活総合センター受付スペースに配架中。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 17   | 中学生向け消費者教育冊子の作成・配布            | 中学生の消費者教育の授業で活用してもらうため、消費者市民社会の実現を目指すための消費生活について分かりやすく学べる中学生向け消費者教育冊子「めざせ!消費者市民!」を増刷し、市内の全中学校に配布する。                                    | 令和2年度新2年生分として、中学校家庭科教育研究会との連携の下、内容を一部改訂し、13,800部作成した。市内全中学校に配布予定。<br>※本冊子は平成27年度から例年4月に配布しているが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休校措置による影響を踏まえ、適切な配布時期を教育委員会事務局学校指導課と協議のうえ、決定する。<br>※平成30年度までは新1年生へ配布していたが、教育委員会事務局学校指導課及び教員と協議した結果、当教材は主に2年生の授業で活用されていることから、令和元年度から新2年生へ配布することとした。 | 充実        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 17   | 中学生向け消費者教育教材の作成・貸出し           | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面实施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分に特化した教材を作成し、市内の全中学校へ貸出しする。                 | 教育委員会事務局学校指導課及び中学校家庭科教育研究会と連携し新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分「クレジットなどの三者間契約」の単元に活用するためのワンポイント版教材「商品の選択と購入(クレジットなどの三者間契約)」を作成した。さらに、平成31年度「自立した消費者を育てる教育」推進校2校の担当教員及び総合教育センター指導主事により授業展開例を作成中。   | 充実        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |



| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                 | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課                           |
|------|-------|------|---------------------|---|--|-----------|--------|--------------------------------------|
| 5    | (8)   | 17   | 中学生向け消費者教育教材の作成・貸出し | 中学生の消費者教育の授業で活用してもらうため、実生活に即した場面での実践的・体験的に学べる消費者教育教材を作成し、市内の中学校へ貸し出している。  | 平成28年度「Tシャツを選ぼう!」、「自転車事故から考えよう!」各12セットを作成。<br>平成29年度は「役割を演じて考えよう!」10セットを作成。<br>消費生活総合センター及び総合教育センターにおいて市内の中学校へ貸出しを行っている。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                  |
| 5    | (8)   | 17   | 大学生と共同制作した動画の発信     | 大学生と動画を共同制作し、ユーチューブの京都市公式チャンネル「きょうと動画情報館」で公開する。<br>(総合企画局市長公室広報担当の事業)   | 同志社女子大学情報メディア学科のゼミと共同でマルチ商法(連鎖販売取引)についての消費者啓発動画「マルチな罠～身近に潜む甘い商法～」を制作し、平成28年11月25日から公開中。  | 継続        | 18     | 文化市民局<br>消費生活総合センター<br>総合企画局市長公室広報担当 |
| 5    | (8)   | 17   | 小学生向け消費者教育教材の作成・配布  | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面实施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分に特化した教材を作成し、市内の全小学校へ配布する。   | 教育委員会事務局学校指導課及び小学校家庭科教育研究会と連携し、新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分「売買契約の基礎」、「買い物の仕組み」、「消費者の役割」の学習で活用できるワンポイント版教材として、令和元年度に「消費者の役割って何だろう?」(パワーポイント教材を作成。令和元年度当初に本市教員用ポータルサイトへパワーポイント教材、指導案、ワークシート例を掲載。同年10月に授業用小道具を全市立小学校へ配布。 | 充実        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                  |
| 5    | (8)   | 17   | 小学生向け消費者教育教材の発行・配布  | 小学校の児童に消費者教育を実施する際に使用してもらうため、消費生活の基本となる「お金の流れ」と「買い物」を取り上げた消費者教育教材「めざそう 買い物名人」を市内の各小学校へ配布する。                             | 平成29年度に、教員に実施したアンケート結果を基に、編集可能なパワーポイント教材へ改編した。<br>市内全小学校分としてDVD190枚に収録した。<br>平成29年4月に市内全小学校及び総合支援学校に配布し、家庭科の授業等で活用されている。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                  |
| 5    | (8)   | 17   | 小学生向け消費者教育教材の作成・配布  | 小学校の家庭科の授業等で活用してもらうため、消費生活の基本となる「買い物」の仕方を模擬的に体験学習できる消費者教育教材「買い物シミュレーション学習キット」を作成し、市内の全小学校へ配布する。                         | 平成28年度新5年生分として200セット作成(市内全小学校及び総合支援学校に配布)。<br>平成29年度追加作成(100セット)し、希望校へ配布。加えて素材追加版をDVD200枚作成し、平成30年4月市内全小学校及び総合支援学校に配布した。   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                  |
| 5    | (8)   | 17   | 高校生向け消費者教育教材の提供     | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面实施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」の活用促進等、高等学校の授業における消費者教育を推進する。 | 消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を令和元年度から全市立高等学校へ配布。(教員には平成30年度に先行配布)授業で活用してもらいやすいよう、教員向け消費者教育研修等で本教材の活用について扱う等、教育委員会事務局学校指導課及び家庭科教育研究会と連携し、活用を推進している。   | 充実        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター                  |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名   | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策   | 担当局（区）・室・課              |
|------|-------|------|---|--|--|-----------|----------|-------------------------|
| 5    | (8)   | 17   | 若者向け消費者教育冊子の作成・配布                                     | 高校生・大学生等の年齢階層に対して消費者教育・啓発を推進するため、若者向け消費者教育冊子「知っ得！消費者トラブル 京都買い物物語」を作成し、配布する。                                | 平成27年度25,000部作成した。<br>平成28年3月に大学コンソーシアム京都加盟の市内大学33校へ配布した。<br>平成28年4月に市内高等学校36校（府立を除く）へ配布した。  | 継続        | 18       | 文化市民局<br>消費生活総合センター     |
| 5    | (8)   | 17   | みやこ子ども土曜塾   | 「大人みんなが先生に」を合言葉に、また「まち全体を学びと育ちの場」を目標に、土曜日をはじめ学校休業日に京都ならではの多様な学習資源をいかしたさまざまな学びの場を提供し、子どもたちを育む市民ぐるみの取組を推進する。 | 保育園や幼稚園などの未就学児、小・中学生のいる各家庭等に<br>広報紙「京都はぐくみ通信/GoGo土曜塾」を配付するとともに、ホームページでも情報発信。   | 継続        | 19<br>20 | 子ども若者はぐくみ局<br>はぐくみ創造推進室 |
| 5    | (8)   | 17   | 京都はぐくみ憲章の推進   | 子どもを社会全体で育むための市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」の実践に向け、各種啓発等を行う。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度行動指針策定</li> <li>・子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会の実施（4月、8月、12月）</li> <li>・「はぐくみ写真&amp;エピソード」募集（8月30日～10月31日）</li> <li>・「京都はぐくみ憲章の日」啓発活動<br/>「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰式」を開催（2月7日、参加者数：240人）</li> </ul> | 継続        |          | 子ども若者はぐくみ局<br>はぐくみ創造推進室 |
| 5    | (8)   | 17   | すまいに関する子どもやその保護者向けの講座（安心すまいづくり推進事業、新築住宅の省エネルギー化の推進事業） | 京都ならではのすまいや暮らし方を学ぶ「住教育」及び子どもたちが健やかに育つ住まい方等を創造する「住育」の推進   | 「インテリアで考える地震対策」、小学生親子向け体験講座「あつ〜い夏を涼しく過ごそう！」ほか<br>平成31年度4回 受講者数 178名<br>（平成30年度9回 受講者数 255名）  | 見直し       |          | 都市計画局<br>住宅政策課          |
| 5    | (8)   | 17   | 子供向けホームページ「ようこそ！京都市上下水道局キッズページへ」                      | ホームページでクイズ等で楽しみながら上下水道事業を理解していただくことを目的に作成、運用する。  | ホームページにて運用   | 継続        | 19       | 上下水道局<br>総務課            |
| 5    | (8)   | 17   | 小学生向け上下水道広報用資料（DVD、ビデオ）貸出                             | 小学生を対象として上下水道局のマスコットキャラクター等を登場させ、分かりやすく上下水道事業を解説し、理解を深めていただくために製作した、京都市上下水道局広報用DVD及びビデオの貸出しを行う。            | 貸出実績 4件、DVDの内容をYouTubeでも配信   | 継続        | 20       | 上下水道局<br>総務課            |
| 5    | (8)   | 17   | 小学生向け上下水道事業啓発用クリアホルダーの配布                              | 京都市内の小学生に上下水道事業を啓発するクリアホルダーを配布する。  | 市内小学校（市立・国立・私立・総合支援学校）179校の4年生（一部3年生）11,112人の児童へ配布   | 継続        |          | 上下水道局<br>総務課            |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                                   | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                   |
|------|-------|------|---------------------------------------|---|---|-----------|--------|------------------------------|
| 5    | (8)   | 17   | 施設見学の受入                               | 市内小学校からの見学等の受入れを実施する。   | 浄水場見学者数(8,957人)<br>水環境保全センター・支所施設見学者数(2,612人)   | 継続        |        | 上下水道局<br>水道部施設課              |
| 5    | (8)   | 17   | 生き方探究教育(スチューデントシティ・ファイナンスパークにおける体験学習) | <p>学校での学びを社会での知恵として生かす体験を通して、自らの生き方を探究するとともに、働くことの意味や社会とのつながりを理解し、社会的・職業的自立のために必要な能力を育む。</p> <p>・小学生を対象とした「スチューデントシティ」<br/>銀行、商店、新聞社、区役所等からなる実際の「街」を再現し、消費者役と会社員役、それぞれの立場での役割を体験し、社会や経済の仕組み、社会と自分との関わりを理解させる。</p> <p>・中学生を対象とした「ファイナンスパーク」<br/>施設の中に再現した実際の「街」で、税金・保険をはじめ食費や光熱水費、教育費等の試算、商品やサービスの購入・契約等を体験し、社会に溢れる情報を適切に活用する力や生活設計能力等を育成する。</p> | スチューデントシティ・ファイナンスパーク合わせて16,715名(平成30年度:16,474名)が体験学習を実施(新型コロナウイルス感染症への対応として学習を中止したスチューデントシティ学習の小学校12校515名、ファイナンスパーク学習の中学校2校8名を除く) | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>生き方探究館           |
| 5    | (8)   | 17   | ケータイ教室                                | 携帯電話会社から講師を招き、携帯電話の危険性、依存性、ルール、やマナーについて学習する「ケータイ教室」を小、中、高、総合支援学校で実施する。  | 小学校:103校 中学校:38校<br>高等学校:3校 総合支援学校:6校 計150校   | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>生徒指導課            |
| 5    | (8)   | 17   | 社会科・家庭科等を通じた教科指導                      | 小・中学校において、児童・生徒に社会科や家庭科等を通じて、消費に関して自ら学び、自ら考え、自ら主体的に判断して行動することができる消費者としての基本的な資質や能力、物を大切にできる態度等を育成する。   | 全小・中・小中学校(小学校156, 中学校66, 小中学校7)における社会科や家庭科等を通じた教科指導を実施  | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>学校指導課<br>(初等中学校) |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                      | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課   |
|------|-------|------|--------------------------|--|---|-----------|--------|--|
| 5    | (8)   | 17   | 金銭・金融教育研究校による研究実施        | 児童・生徒がお金や金融の様々な働きを理解することで、自分の暮らしや社会について深く考え、生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度の育成を図るための研究を行う(京都府金融広報委員会が指定する金銭・金融教育研究校の指定を受けて実施)。  | 京都市立花山中学校(平成30年4月～令和2年3月)及び京都市立中京中学校(令和元年10月～令和3年3月)が同研究指定を受け、金銭観や物に対する価値観の養成を図るための具体的かつ効果的な方法を研究   | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>学校指導課<br>(初等中学校)                             |
| 5    | (8)   | 17   | 小・中学校における環境教育            | 市立学校において、これまで社会科、生活科及び総合的な学習の時間等を活用し、教科を超えた横断的・総合的な取組として行ってきた特色ある環境教育を一層推進するため、「持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成」を目標に、環境に配慮した消費生活を実現する資質・能力・態度等を身に付けさせる。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市環境教育スタンダード及び同ガイドラインの作成及び活用</li> <li>・京都商工会議所による環境学習事業の実施</li> <li>・リサイクル活動、地域の清掃活動への参加等</li> <li>・廃品を利用したアイデア作品の制作・展示(京都市小学生アイデア展の開催)</li> <li>・雨水タンク・風力発電装置の設置</li> <li>・緑のカーテン(壁面緑化)・ビオトープの整備</li> <li>・京都水族館との連携による「環境学習出前授業」の実施</li> </ul> | 継続        | 22     | 教育委員会事務局<br>学校指導課<br>(初等中学校)                             |
| 5    | (8)   | 17   | 教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業     | 各教科や食育、更にICT機器の活用等に関する教職員研修を実施し、食の安全・伝統文化等に関する知識や、パソコンやスマートフォンなどの普及による情報化・グローバル化の急速な進展に対応する力を教職員が身に付けることにより、消費者教育の充実を図っている。  | <ol style="list-style-type: none"> <li>①全校種の教職員を対象としたICT機器の活用等に関する研修を実施。</li> <li>②小学校・中学校・高等学校・総合支援学校の教職員を対象とした家庭科における食の安全・安心を内容とする研修を実施。</li> <li>③全校種の教職員を対象とした食育や食文化に関する研修を実施。</li> </ol>   | 継続        |        | 総合教育センター研修課  |
| 5    | (8)   | 17   | 携帯情報通信機器に関する学習啓発プログラムの実施 | 小・中(小中学校含む)・総合支援学校を対象に子どもの間で生じている、スマートフォン、インターネット利用に起因する様々な問題を予防・解決するため、子どもたちが主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」(スマホ学習)を市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」と教員が協働で実施する。 | <p>「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」(スマホ学習)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校数 小学校79校、中学校5校</li> </ul>  | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>学校事務支援室<br>学校指導課<br>生徒指導課<br>生涯学習部学校地域協働推進担当 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名              | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                      |
|------|-------|------|------------------|---|--|-----------|--------|---------------------------------|
| 5    | (8)   | 18   | 市政出前トーク          | 市民の皆さんに市政やまちづくりに関する理解を深めていただき、市民参加の“きっかけ”としていただくことを目的に実施している制度。<br>あらかじめ設定した多様なメニューの中から、聞きたいテーマを選んで申し込んでいただき、担当職員がお伺いして説明する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>悪質商法の手口と対処法(テーマ14) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 出講件数: 6件(R1. 7. 1~R2. 3. 31)</li> <li>- 参加者数: 約110名(R1. 7. 1~R2. 3. 31)</li> </ul> </li> </ul> (参考)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>- 令和元年度のテーマ数: 14分野268テーマ</li> <li>- 全テーマの出講件数: 132件(R1. 7. 1~R2. 3. 31)</li> <li>- 全テーマの参加者数: 約4,100名(R1. 7. 1~R2. 3. 31)</li> </ul> ※市政出前トークは、7月1日~6月30日を一年度として集計している。 | 継続        |        | 総合企画局<br>総合政策室<br>SDGs・市民協働推進担当 |
| 5    | (8)   | 18   | 京(みやこ)カレッジ       | 京都の大学等が提供する講座を、「大学講義」、「市民教養講座(「京都力養成コース」・「教養力養成コース」)に分類し、教養や自己啓発、能力開発、資格取得など、社会人の多様なニーズに対応して実施している生涯学習事業。<br>「大学講義」において、「消費生活」についての講義を開講する。                         | 「消費者基本法」の実現の計画などを示す「消費者基本方針」に定められている「消費者の啓発と教育」の一環として、現代の消費者政策について学ぶ講義「消費者問題(同志社大学提供)」を開講した。   | 継続        |        | 総合企画局<br>総合政策室<br>大学政策担当        |
| 5    | (8)   | 17   | 実践的な消費者教育推進支援事業  | 成年年齢下げや新学習指導要領の全面实施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、教育委員会事務局、小・中・高等学校教員と密な連携を図るとともに、実践的な教育のための教材開発の手法の高度化、教員等への研修や外部講師派遣、他機関の教材提供等のサポート・コーディネートを行う。 | ○消費者教育研修講座の開催 4回<br>7月26日 家庭科指導講座(技術・家庭(家庭分野)夏季研修講座)<br>10月23日 市立高等学校家庭科研究会 秋季研修会<br>11月 1日 2019年度 教員を対象にした消費者教育講座<br>1月12日 教員等を指す学生等を対象とした課外セミナー「どう教える?成年年齢下げ」<br><br>○実践的な消費者教育授業のサポート 1回<br>1月14日 採用1年目校外発信研究授業<br>※「自立した消費者を育む教育」推進校2校による研究授業は、休校措置に伴い中止。  |           |        |                                 |
| 5    | (8)   | 18   | 消費生活専門相談員による出前講座 | 地域や各団体の研修会や会合等に、消費生活専門相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口や対処方法等を説明する。また、必要に応じて「京(みやこ)・くらしのサポーター」を派遣し、寸劇を交えて分かりやすく説明する。  | ○実施件数及び参加者数<br>49件 1,035名(うち「京・くらしのサポーター」の派遣は20件)<br>(平成30年度 36件 うち「京・くらしのサポーター」の派遣は5件)  | 継続        | 20     | 文化市民局<br>消費生活総合センター             |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                 | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |
|------|-------|------|---------------------|--|--|-----------|--------|---------------------|
| 5    | (8)   | 18   | 落語を採り入れた消費生活イベントの開催 | 高齢者やその家庭等に対し、消費生活に関する話題を分かりやすく伝えることにより、消費者問題への関心を高めてもらうことを目的として、落語を採り入れた啓発事業を実施する。 | 「みんなと一緒に考えよう！消費者問題」<br>開催日：令和元年11月16日（土）<br>場所：ロームシアター京都 サウスホール<br><br>(落語)<br>桂ざこば氏・桂米二氏・桂りょうば氏<br>(座談会)<br>桂米二氏、弁護士、京都府警察本部生活安全部職員、消費生活専門相談員、相談係長と司会者の6人による、最近の消費者問題についての座談会。<br>参加者541名   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 18   | 消費者力パワーアップセミナーの開催   | 消費者自らが適切に判断し、行動していく力（消費者力）を身に付けてもらうことを目的として、悪質商法のトラブル防止等に関する消費生活講座を実施する。           | (第1期)共通テーマ:インターネットやスマートフォンの使い方<br>・第1回 7月17日<br>スマホ・ケータイ安全教室<br>・第2回 7月18日<br>体験型ネットトラブル対策講座<br>～ネットトラブルを疑似体験してみよう！～<br><br>(第2期)災害への備え<br>・第1回 10月30日<br>防災士による防災対策<br>・第2回 10月31日<br>自然災害時の保険等の知識<br><br>(第3期)増税後の住宅購入やリフォームへの支援策<br>・第1回 1月28日<br>増税後の住宅減税を利用した住宅購入やリフォームについて<br>・第2回 2月4日<br>住宅取得とリフォームの際の契約時の注意点<br><br>受講者数 延べ113名 | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                     | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |
|------|-------|------|-------------------------|--|--|-----------|--------|---------------------|
| 5    | (8)   | 18   | 子ども消費生活講座の実施            | 公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP) の出前講座や講師派遣を利用して、夏休み期間を利用した子ども達が「見て」「聴いて」「確かめ」「体験」しながら学べる講座を実施する。 | ○「親子学び工作教室～太陽光発電について学びましょう!～」<br>講師:パナソニック株式会社エコソリューションズ社<br>開催日:令和元年8月1日<br>開催場所:消費生活総合センター研修室<br>参加者数:17名<br><br>○「おやつ教室～おやつのはimitsについて学ぼう!～」<br>講師:カルビー株式会社<br>開催日:令和元年8月1日<br>開催場所:消費生活総合センター研修室<br>参加者数:12名   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 18   | 大学における学生生活セミナーの開講       | 大学生の間で広がっているマルチ商法等の悪質商法について大学に情報提供するとともに、大学生に対する啓発を目的としたセミナーを開講する。                       | 令和元年度は開講実績なし   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 18   | 消費者団体との協働事業             | 市民の消費者力の向上を図るとともに、消費者団体の活動を支援するため、消費者団体自らが企画するイベント等の啓発事業を開催する。                           | ※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業中止。<br>(参考) 予定していた事業内容<br>○消費者問題学習会「プラごみの現状を知ろう!～私たちにできること～」<br>開催日時:令和2年3月7日(土)午後1時30分～午後3時30分<br>開催場所:消費生活総合センター研修室<br>内 容:消費者問題講演会<br>① 京都市のプラごみの現状について<br>講師:京都市環境政策局 循環型社会推進部ごみ減量推進課<br>② 講演会「ならば、こうやって減らそう」<br>講師:京都市ごみ減量推進会議 コーディネーター 堀孝弘氏<br>申込者数:47名(定員50名) | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (8)   | 18   | FM845「ピッカピカラジオ」による情報の提供 | FM845(株式会社リビングエフエム)の放送番組「ピッカピカラジオ」の中の「ライフラインインフォメーション」コーナーにおいて、悪質商法の手口と対処法等について情報を提供する。  | 年末年始を除く毎週月曜日の午前11時18分ごろに約3分間放送<br>・放送回数52回(平成30年度 51回)   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                        | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課             |
|------|-------|------|----------------------------|---|--|-----------|--------|------------------------|
| 5    | (8)   | 18   | 消費者団体、大学等と連携した消費者教育推進事業の実施 | 消費者団体、大学等と連携し、大学生など若年者への消費者教育を一層推進し、消費者の日々の意思決定や行動が、持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを認識し、行動しようとする意識をもつ社会に貢献する消費者の育成に取り組む。                        | 平成30年度から同志社大学における消費生活講座の実施手法を見直し、夏季集中講座から半期(秋学期)での講座に変更するとともに、開催場所をキャンパスプラザ京都から同志社大学今出川キャンパスに変更した。令和2年度からは同志社大学での受講枠を拡大するため春学期及び秋学期それぞれで開講し、通年での実施とするほか、龍谷大学等の他大学においても大学教員の協力を得て、教養科目等における講義の一部について、消費者問題について取り上げてもらうよう、他大学での講座開設や講師派遣等のコーディネートで消費者団体に委託し実施する。<br>科目名:「消費者問題」<br>登録者数:121名(平成30年度86名)<br>日時:令和元年9月30日(月)～令和2年1月20日(月)<br>秋学期 毎週月曜5限目 | 見直し       |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター    |
| 5    | (8)   | 18   | ネットトラブル対策講座の実施             | インターネット関連の相談が増加傾向にある中、ネットトラブルの現状や対策について、分かりやすく解説することにより、気軽に学べて、知識が身につく講座を、京都府警察及び京都府との共催で実施する。  | 未実施  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター    |
| 5    | (8)   | 18   | 青少年講座の実施                   | インターネットにまつわるトラブルから中学生・高校生を守るために、専門家がスマホなどの安全な使い方やネットトラブルの対策などを分かりやすく解説する講座を実施する。  | 開催日:令和元年7月25日(木)午前10時～午前11時<br>講師:京都府警察ネット安心アドバイザー<br>参加者数:14名(定員20名)  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター    |
| 5    | (8)   | 18   | 栄養相談指導                     | 区役所・支所において、市民を対象に栄養相談・指導を実施する。  | ・区役所・支所において個別に合わせた栄養相談・指導を行った。<br>【個別相談・指導実績(令和元年度)】<br>968回 6,399人(平成30年度 961回 6,844人)  | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課       |
| 5    | (8)   | 18   | 京(みやこ)あんしんこども館             | 子どもたちの成長や病気など子育ての中で困ったり不安に感じたことを小児医療の専門家が助言したり、子どもたちの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」から守るための具体的な情報を紹介するなど、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためのより良い環境づくりをサポートする。 | 令和元年度実績<br>・来館者数 2,288名<br>・保健医療相談 907件<br>・講習会 7回(参加者数 180名)<br>・プレママ・パパ教室 11回(参加者数 102名)<br>・団体・グループ研修会 45件(参加者数 1,059名)   | 継続        | 19     | 子ども若者はぐくみ局<br>子ども家庭支援課 |



| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                         | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                          |
|------|-------|------|-----------------------------|---|--|-----------|--------|-------------------------------------|
| 5    | (8)   | 18   | 分譲マンション管理セミナーの開催            | 分譲マンションの適切な維持管理を推進するため、市内の分譲マンションの区分所有者や購入を予定している方々を対象に、マンションの管理に活かせる情報を、分かりやすく説明するセミナーを、平成9年度から市内の分譲マンションに関する団体と共同で実施する。 | 令和元年度第1回(11月24日) 受講者数101名<br>失敗しない管理組合マネジメント<br>～これからの時代の管理会社とのステキなおつきあい～<br>令和元年度第2回(2月22日) 受講者数77名<br>マンション管理の基礎知識<br>合計 2回 受講者数178名   | 継続        |        | 都市計画局<br>住宅政策課                      |
| 5    | (8)   | 18   | すまいスクールの開催(京都市安心すまいづくり推進事業) | 市民のすまいに関する興味の喚起、意識啓発をするため、多様な視点からの無料講座を開催する。  | 「すまいの維持管理「災害に備えた住まいの維持管理」」ほか<br>令和元年度 10回 受講者数351名<br>(平成30年度 15回 受講者数579名)  | 継続        |        | 都市計画局<br>住宅政策課                      |
| 5    | (9)   | 19   | グリーン購入促進事業                  | 平成16年11月に設立した京都市及び京都府、府下の市町村、企業、市民団体等の会員で組織された「京都グリーン購入ネットワーク」(現在は「KGPN」)において、環境物品及び環境に配慮した活動に関する情報等を、事業者、市民等に提供する。       | <地産地消の推進><br>○生産者・消費者マッチング会の開催<br>令和元年7月、12月に京都府内産食材・加工食品の生産者と飲食事業者とのマッチング会を開催した。<br>【参加者】<br>計52名<br>○京都府内産食材・加工食品の使用促進勉強会の開催<br>令和元年7月、「畑とつながる飲食業の可能性」と題して、地産地消に関する学習会を開催した。<br>【参加者】<br>38名 | 継続        | 22     | 環境政策局<br>地球温暖化対策室                   |
| 5    | (9)   | 19   | 総合環境情報誌の作成                  | ごみの発生抑制、再使用を促進するため、減量・リサイクルに関する冊子、チラシ等を作成し、周知・啓発を図る。  | 食品ロスや使い捨てプラスチックごみ削減の推進等について周知するチラシを作成し、令和元年10月15日号の市民しんぶん(区版)へ折込み、配布した。  | 継続        | 22     | 環境政策局<br>ごみ減量推進課                    |
| 5    | (9)   | 19   | 市民しんぶんによる情報提供及び啓発記事の掲載      | 市民しんぶん全市版(毎月1日発行)及び区版(毎月15日発行)により、消費生活に関する様々な情報提供及び啓発を行う。   | 全市版及び各区版に、適宜、消費生活に関する啓発記事及び事業紹介記事を掲載した。  | 継続        |        | 総合企画局<br>市長公室広報担当<br>各区役所<br>地域力推進室 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名   | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |
|------|-------|------|---|--|--|-----------|--------|---------------------|
| 5    | (9)   | 19   | ホームページ(京都市情報館)や市民しんぶんにおける受け手に配慮した様々な手法による情報提供 | 障害のある人など、情報提供に配慮が必要な人にも広く市政情報を提供するため、京都市情報館のホームページ閲覧支援サービス(自動音声読み上げ・文字拡大等)や、市民しんぶん音声版、文字拡大版、点字版の提供などを行う。 | 京都市情報館のホームページ閲覧サービスを提供や、やさしい日本語での情報発信を行うほか、希望者には市民しんぶん音声版、文字拡大版、点字版の提供を行った。  | 継続        |        | 総合企画局<br>市長公室広報担当   |
| 5    | (9)   | 19   | 多言語による各種生活情報等の提供                              | ホームページや冊子などにより、京都でのくらしや滞在に役立つ各種の情報を多言語で提供する。また、多言語での緊急時のサポート体制の整備にも努める。                                  | 京都市国際交流会館のfacebook, ツイッター, メールマガジン「多言語便利情報」において、日本語, 英語, 中国語による生活情報(コロナウイルス感染症関連情報を含む)の定期的な発信や、日・英・中・韓朝・スペイン語の「地震緊急時行動マニュアル」の配布を行った。また、同会館における災害時通訳翻訳ボランティアの登録派遣体制(令和元年度末現在で40人)を継続した。 | 継続        |        | 総合企画局<br>国際化推進室     |
| 5    | (9)   | 19   | 消費生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧                        | 悪質商法に関する相談事例等を掲載した消費生活情報誌「マイシティライフ」を年2回発行し、区役所等にて配架するほか、自治会等单位での回覧方式により市民に配布する。                          | 発行日 9月1日, 3月1日<br>発行部数 各55,000部<br>誌面上で消費者川柳を募集し、各号に1作品掲載した。<br>応募者数:52名   | 継続        | 7      | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (9)   | 19   | 京(みやこ)・くらしの安心安全情報の発行                          | 最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京・くらしの安心安全情報」を2箇月に1回発行する。  | 発行 年6回<br>数量 2,750部<br>形状 A4版(A3二つ折り)<br>配布先 消費生活総合センター, 市役所本庁舎, 区役所・支所, 各区社会福祉協議会, 図書館, 大学等(「地域包括支援センター」には電子メールで配信)   | 継続        | 14     | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (9)   | 19   | 情報メール便の配信                                     | 事前に登録された市民に対して、消費契約に起因する商品・役務に関する危害情報、契約上のトラブル相談情報、その他の緊急情報を適宜メールで発信する。                                  | 消費生活総合センターが発行する「京(みやこ)くらしの安心・安全情報」に関する情報や学生向けマルチ商法等の情報提供などを配信した。(登録者数 543名)<br>・配信実績 99回   | 継続        | 14     | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5    | (9)   | 19   | 大学コンソーシアム京都及び各大学への消費生活情報の提供                   | 相談事例に基づく啓発情報「京(みやこ)・くらしの安心安全情報」を配信する。  | 大学コンソーシアム京都及び各大学に、消費生活総合センターが発行する「京(みやこ)・くらしの安心安全情報」を郵送により発信した。<br>・40大学に配信<br>・配信回数計5回  | 継続        | 14     | 文化市民局<br>消費生活総合センター |

| 施策目標                      | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                   | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
|---------------------------|-------|------|-----------------------|---|---|-----------|--------|---------------------|------|-----------|------|-----------------------|------|------------------|------|-------------|------|------------|------|------------|------|-------------|------|-------------|------|---------------------------|-----|-----------------|------|----|--|---------------------|
| 5                         | (9)   | 19   | 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展   | 各区の区民ふれあいまつり等において、啓発ブースを出展し、「京(みやこ)・くらしのサポーター」とともに消費生活に関するクイズやパネル展示による啓発、センター印刷物や啓発物品の配布を行う。                                | <p>○令和元年度啓発ブース来場者数<br/>(クイズ解答回収数)</p> <table border="0"> <tr><td>5月26日(北区)</td><td>187名</td></tr> <tr><td>7月28日(左京区)</td><td>206名</td></tr> <tr><td>9月1日(伏見区)</td><td>295名</td></tr> <tr><td>9月14日(SKYふれあいフェスティバル)</td><td>103名</td></tr> <tr><td>9月15日(醍醐ふれあいプラザ)</td><td>182名</td></tr> <tr><td>10月20日(中京区)</td><td>252名</td></tr> <tr><td>11月4日(東山区)</td><td>233名</td></tr> <tr><td>11月9日(右京区)</td><td>211名</td></tr> <tr><td>11月10日(下京区)</td><td>209名</td></tr> <tr><td>11月23日(山科区)</td><td>286名</td></tr> <tr><td>11月30日(きょうと地域力アップおうえんフェア)</td><td>69名</td></tr> <tr><td>12月14日(PTAフェスタ)</td><td>313名</td></tr> </table> <p>12箇所出展(出展回数11回)</p> | 5月26日(北区) | 187名   | 7月28日(左京区)          | 206名 | 9月1日(伏見区) | 295名 | 9月14日(SKYふれあいフェスティバル) | 103名 | 9月15日(醍醐ふれあいプラザ) | 182名 | 10月20日(中京区) | 252名 | 11月4日(東山区) | 233名 | 11月9日(右京区) | 211名 | 11月10日(下京区) | 209名 | 11月23日(山科区) | 286名 | 11月30日(きょうと地域力アップおうえんフェア) | 69名 | 12月14日(PTAフェスタ) | 313名 | 継続 |  | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 5月26日(北区)                 | 187名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 7月28日(左京区)                | 206名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 9月1日(伏見区)                 | 295名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 9月14日(SKYふれあいフェスティバル)     | 103名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 9月15日(醍醐ふれあいプラザ)          | 182名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 10月20日(中京区)               | 252名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 11月4日(東山区)                | 233名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 11月9日(右京区)                | 211名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 11月10日(下京区)               | 209名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 11月23日(山科区)               | 286名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 11月30日(きょうと地域力アップおうえんフェア) | 69名   |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 12月14日(PTAフェスタ)           | 313名  |      |                       |   |   |           |        |                     |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 5                         | (9)   | 19   | 幅広い年代を対象とする参加型イベントの開催 | 市民一人一人の消費者力の向上を図るため、消費生活に係る情報の発信、消費者団体による自主的な取組の紹介や、幼児期から高齢期までの年齢階層に応じた消費生活に関する学習機会を提供する参加型イベントを開催する。(消費者団体、庁内関係課等の関係団体が出展) | <p>○消費生活フェスタ<br/>開催日時:令和元年11月16日(土)午前9時～午後4時<br/>開催場所:みやこめっせ(京都市勧業館)<br/>実施内容:消費生活クイズや特殊詐欺等に関する各種ブース出展やフェアトレード商品の販売、小学生向けのワークショップなど<br/>参加者数:20,000名(下記合同開催分含む)<br/>主催:京都市<br/>その他:京都エネルギーフェア, エコまちフェスタ(環境政策局), 市民すこやかフェア, 健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ<br/>(保健福祉局)<br/>京都やんちゃフェスタ(第2部)(子ども若者はぐくみ局)<br/>「若者文化発信事業「ユスカル!～若者文化市～」」と合同で開催。</p>   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |
| 5                         | (9)   | 19   | みやこユニバーサルデザイン         | 京都の生活文化に、すべての人が生活しやすい社会環境の整備を目指すユニバーサルデザインの考え方を採り入れた「みやこユニバーサルデザイン」を推進する。   | <p>○人にやさしいサービス宣言の実施<br/>令和元年度新規宣言店舗件数5件</p>   | 継続        |        | 保健福祉局<br>障害保健福祉推進室  |      |           |      |                       |      |                  |      |             |      |            |      |            |      |             |      |             |      |                           |     |                 |      |    |  |                     |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                                      | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                |
|------|-------|------|--|---|---|-----------|--------|---------------------------|
| 5    | (9)   | 19   | 京・食ねっと                                   | 「食」を切り口として、健康、食の安全安心、地産地消、環境負荷の軽減など、「食」をテーマとする総合的な情報を発信する。  | 各種事業の案内や、健康、食の安全安心、地産地消、環境負荷の軽減など「食」をテーマとする総合的な情報を発信した。<br>【「京・食ねっと」アクセス数実績(令和元年度)】<br>212,497件(平成30年度 288,053件)                | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課          |
| 5    | (9)   | 19   | 「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布 | 子どもの事故発生原因とその防止策や事故が起こった場合の適切な応急手当の方法等を掲載したマニュアルを新生児が生まれた全ての家庭に送付するほか、子どもの事故防止をはじめとして、子どもの健やかな成長を支援する施設「京(みやこ)あんしんこども館」の見学者に配布する。 | 新生児が生まれた全ての家庭に対し、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を送付した。(出産お祝いレターお届け事業に同封)<br>また、「京(みやこ)あんしんこども館」の見学者に配布した。<br>送付部数:12,166部 | 継続        | 19     | 子ども若者はぐくみ局<br>子ども家庭支援課    |
| 5    | (9)   | 19   | インターネットや携帯電話による生涯学習情報の提供                 | 生涯学習関係団体等が主催する各種講座やイベント、生涯学習施設などの生涯学習情報を集約してインターネットにより発信するサイト「京(みやこ)まなびネット」を運用し、市民の生涯学習活動を支援する。                                   | 令和元年度のページビュー数:216,301件  | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>生涯学習部生涯学習振興担当 |
| 5    | (9)   | 20   | 市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施     | 市民活動総合センター等において活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図る。                              | 入館者数(カウンター表示数) 86,915人<br>相談件数 1,159件<br>講座等参加者 799人<br>ホームページアクセス件数 151,884件   | 継続        |        | 文化市民局<br>地域自治推進室          |
| 5    | (9)   | 20   | 消費生活に関する図書、視聴覚教材の貸出し                     | 消費生活関連図書及び視聴覚教材を市民に無償で貸し出す。   | 図書 31冊(平成30年度 39冊)<br>視聴覚教材 32本(平成30年度 41本)   | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター       |
| 5    | (9)   | 20   | 消費生活総合センター研修室等の使用承認                      | 消費生活総合センターの業務に支障のない範囲内で、消費者団体等が研修室や会議室等を使用することを承認する。  | 142件(平成30年度170件)  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター       |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                   | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課              |
|------|-------|------|-----------------------|--|---|-----------|--------|-------------------------|
| 6    | (10)  | 21   | 京の食文化ミュージアム・あじわい館関連事業 | 「京都の四季を五感で味わい、京都の食文化に親しむ!」をコンセプトに「みる、つくる、あじわう」の3つの機能を持たせた展示資料室、調理実習室、試食室を備えた「京の食文化ミュージアム・あじわい館」において、市場の新鮮な食材を活かした料理教室や、京都の四季折々の「食」を味わっていただける体験コーナーを常設している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○料理教室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施数 94回</li> <li>・参加者数 1,921名</li> </ul> </li> <li>○講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施数 8回</li> <li>・参加者数 241名</li> </ul> </li> <li>○調理実習室稼働件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働コマ数/全体コマ数 537/933件</li> <li>・稼働率 57.6%</li> </ul> </li> </ul> | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |
| 6    | (10)  | 21   | 鍋まつりの開催               | 栄養バランスが良く食品としても優れた特性を持つとともに、みんなで楽しむことのできる「鍋」をキーワードに、市場の食材を使った鍋メニューの提案や食育の推進等に取り組む。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 11月23日</li> <li>・参加者数 約75,000名</li> </ul>   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |
| 6    | (10)  | 21   | 市場見学会の開催              | 市民が、せりや仲卸店舗の見学、市場関係者との懇談会を通じて、市場の仕組みや食材について学ぶ機会を提供する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み子ども市場見学会(2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 7月25日 ・参加人数 40名</li> <li>・開催日 8月3日 ・参加人数 40名</li> </ul> </li> <li>○早朝市場見学会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 9月14日 ・参加人数 10名</li> </ul> </li> </ul>   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |
| 6    | (10)  | 21   | 小学校出前板さん教室の開催         | 小学校やあじわい館に出向き、市場の新鮮な食材を利用して、板前等の料理人による指導で調理方法を教えながら「食」や食を取り巻く環境について学ぶ機会を提供する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施対象校 京都市立小学校</li> <li>・実施数 8校, 9回<br/>(野菜料理教室3回・魚料理教室4回・まちの八百屋さん教室1回・まちの魚屋さん教室1回)</li> <li>・実施時期 7月～2月</li> <li>・延べ参加人数 475名</li> </ul>  | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名            | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課              |
|------|-------|------|----------------|--|--|-----------|--------|-------------------------|
| 6    | (10)  | 21   | 食の海援隊・陸援隊事業    | 市民の食に関する知識を養い、生産者や市場関係者と共に本来の「食」の在り方を考える市民を育成するため、市場会員を募集し、会員を対象とした各種の啓発事業を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○入会キャンペーン抽選会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 4月13日, 5月11日</li> <li>・新規入会者数 162名</li> </ul> </li> <li>○食彩市連携市場見学会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 6月8日 ・参加人数 13名</li> <li>10月12日 中止</li> <li>11月9日 4名</li> <li>12月14日 10名</li> <li>1月11日 5名</li> <li>2月8日 2名</li> <li>3月14日 中止</li> </ul> </li> <li>○食材選び方教室(2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 9月21日 ・参加人数 38名</li> <li>・実施日 2月1日 ・参加人数 60名</li> </ul> </li> <li>○産地支援活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 海援隊:10月27日, 陸援隊:8月8日</li> <li>・参加人数 海援隊:40名, 陸援隊:31名</li> </ul> </li> <li>○会報の発行(5回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行時期 5月, 6月, 8月, 12月, 3月</li> </ul> </li> <li>○市場関係の小売店で使用できる500円利用券の発行(1回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用可能小売店舗 約200店舗</li> <li>・配布枚数 377枚</li> <li>・利用枚数 237名</li> </ul> </li> </ul> | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |
| 6    | (10)  | 21   | 市民感謝デー「食彩市」の開催 | 第一市場で取引を行う事業者等が主体となって、市民に対する日頃の感謝と魚食普及を始めとする生鮮食料品等の消費拡大を目指して、毎月1回開催している。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○開催日及び来場者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月13日 5,000名</li> <li>・5月11日 3,000名</li> <li>・6月8日 4,000名</li> <li>・10月12日 中止</li> <li>・11月9日 5,000名</li> <li>・12月14日 7,000名</li> <li>・1月11日 4,000名</li> <li>・2月8日 2,500名</li> <li>・3月14日 中止</li> </ul> </li> <li>○開催場所 水産物部仲卸店舗, 関連事業者店舗</li> <li>○内容<br/>水産物部仲卸店舗での水産販売や関連事業者店舗の飲食店などによる販売コーナー, 「魚のさばき方教室」等のイベントコーナー等を設置。</li> </ul>   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第一市場 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                     | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課              |
|------|-------|------|-------------------------|---|--|-----------|--------|-------------------------|
| 6    | (10)  | 21   | 京（みやこ）ミートマーケットミートフェアの開催 | 第二市場が食肉の流通に重要な役割を果たしていることや食肉卸売市場の機能を広く市民にPRし、あわせて食文化の向上と国産牛肉の安全・安心・美味しさを広く市民に啓発することで、食肉の消費拡大を図る。            | 第二市場は、平成27年度から施設再整備工事に着手しており、平成28年度、29年度、30年度及び令和元年度は中止。   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第二市場 |
| 6    | (10)  | 21   | 親子食肉講座の開催               | 生産者による牧場についての講和や、食肉市場の紹介を通して、食肉市場の役割や流通について学習する。また、食肉の優れた栄養価や効能を紹介し、京都肉（黒毛和牛）等を使った調理実習・試食を行うことで、食肉の消費拡大を図る。 | ○開催日等<br>・8月13日、15組30人<br>○対象<br>小学4～6年生の児童及び保護者   | 継続        |        | 産業観光局<br>中央卸売市場<br>第二市場 |
| 6    | (10)  | 21   | DVD「京の旬野菜」の貸出し          | 旬の時期に出荷される「京の旬野菜」の魅力、栽培や収穫の風景、おいしい食べ方などを収録したDVDを貸し出す。   | 貸出件数 2件  | 継続        | 19     | 産業観光局<br>農林企画課          |
| 6    | (10)  | 21   | 京の旬野菜推奨事業               | 旬の季節のものを食べることは、健康に良く、エネルギー消費の面からも環境に優しい農業につながる。京野菜の伝統を守り、更に発展させていくため、市内で生産される旬の野菜を供給する体制を整備する。              | ・京の旬野菜認定生産者数（3月末現在）679戸（平成30年度 682戸）<br>・残留農薬分析（3品目3検体）を委託により実施<br>・直売所の設置<br>（1）じねんと市場（4月～）<br>（2）北大路商店街（4月～）<br>・販売促進キャンペーン（11月1日～12月10日（京都府と共催））  | 継続        | 22     | 産業観光局<br>農林企画課          |
| 6    | (10)  | 21   | 食育セミナーの開催               | 京都市民を対象に、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することを目的とした教室を開催する。  | ①講義又は調理実習を伴う栄養指導等（食を通じた健康づくりの学習及び各種疾病予防に関する食生活学習、調理実習等）を行った。<br>【食育セミナー開催実績（平成30年度）】<br>173回 6,221人（平成30年度 205回 7,019人）<br>②区役所・支所において、市民を対象に、食品表示の見方等に関する集団指導を行った。<br>【食品表示集団指導実績（令和元年度）】<br>56回 1,068人（平成30年度 5回 136人） | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課        |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名               | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|-------------------|--|---|-----------|--------|------------------|
| 6    | (10)  | 21   | ふれあいファミリー食セミナーの開催 | 出産を控えた夫婦及び乳幼児とその保護者を対象に、望ましい食生活の実践及び食を通じた豊かな人間性の形成を目的とした教室を開催する。         | ①プレママ・パパコース：妊娠中の食事等についての講話（講話は親子の健康づくり講座で実施）及び調理実習並びに交流会等<br>【令和元年度実績】11回 160人（平成30年度 11回 200人）<br>②すくすくコース：子どもの発達発育に合わせた離乳食のすすめ方等の講話及び試食等<br>【令和元年度実績】150回 2,387人（平成30年度 168回 2,940人）<br>③わんぱくコース：就学前の年長児とその保護者を対象とした食材学習及び調理実習等<br>【令和元年度実績】20回 450人（平成30年度 23回 496人）<br><br>※新型コロナウイルス感染症の影響により実績減 | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課 |
| 6    | (10)  | 21   | 食育指導員の養成及び活動支援    | 地域に密着した食育活動の更なる活性化を図るため、食育指導員を養成し、活動支援を行う。                               | ①養成講座の開催<br>【令和元年度】 実績なし<br><br>②活動支援<br>・スキルアップ研修会の開催<br>【令和元年度】 3回 延90人（平成30年度 3回 延114人）<br>・全体講習会、活動報告会の開催<br>【令和元年度】 各1回 39人、22人（平成30年度 1回72人※講演会と報告会を合同開催）<br><br>③食育指導員（1～9期生）の活動実績<br>【令和元年度】延1,976回 一人当たり7.3回（平成30年度）延1,813回 一人当たり7.0回  | 継続        |        | 保健福祉局<br>健康長寿企画課 |
| 6    | (10)  | 21   | 体験！一日食品衛生監視員      | 市民が自主的に食の安全安心確保に取り組む姿勢を育むことを目的として、食品工場見学会や食品表示講習会等の参加型リスクコミュニケーションを実施する。 | 工場見学会（2回開催、参加者数：45人）  | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室 |



| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                  | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課                   |
|------|-------|------|----------------------|--|--|-----------|--------|------------------------------|
| 6    | (10)  | 21   | 日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施 | 日本が誇る食文化の粋・日本料理を通じて子どもたちの食に対する興味関心を高めるとともに、食材をいかし、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには市民とのパートナーシップの下、伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーと連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を実施する。 | 1 取組目標<br>(1) 教科等の狙いに沿って、「食育スタンダード」を活用し、取組を拡大・継続<br>(2) 学校と家庭・地域が一体となって、食育の推進に向けて連携<br>2 日本料理に学ぶ食育カリキュラムに基づいた授業実践と充実<br>(1) 18校をモデル校として指定<br>(2) 出前授業後の児童、保護者、教職員を対象としたアンケートの実施及び結果の分析<br>(3) 各出前授業実施校の食育授業の実践事例の蓄積<br>3 小学校教員向けに「食育スタンダード」研修会を実施<br>4 学校・家庭・地域が一体となった食育の推進<br>(1) 出前授業実施校の公開授業の授業参観、学校便り、学校ホームページへの掲載等<br>(2) 食育指導員への研修(養成講座、特別研修、授業見学)<br>(3) 食育指導員による授業アシスタント | 継続        | 17     | 教育委員会事務局<br>学校指導課<br>(初等中学校) |
| 6    | (10)  | 21   | 水道水をPRするリーフレットの配布    | 京都市の水道水が市販のミネラルウォーターに比べて、おいしく、安全・安心で、環境に優しく安いことを知っていただくため、リーフレットを作成し、学校を通じて市内の小学校4年生の全児童に配布するとともに、イベント等でも配布、掲示する。  | 啓発物品(クリアファイル)と共に市内の全小学4年生(一部3年生)にリーフレットを配布 [平成30年度配布対象児童数 11,112人] 上下水道局のイベントでも配布した。   | 継続        |        | 上下水道局<br>総務課                 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                       | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課          |
|------|-------|------|---------------------------|--|---|-----------|--------|---------------------|
| 6    | (10)  | 21   | おいしい！大好き！京(みやこ)の水キャンペーン   | イベント会場等で水道水とミネラルウォーターを飲み比べていただく「京(みやこ)の水・利き水大作戦」, お風呂の魅力や効能を啓発することを通じて, 水需要の喚起にもつながる入浴を促す「京(みやこ)の水・お風呂キャラバン」により, 水道水のおいしさとクオリティの高さを実感していただく。 | (京(みやこ)の水・利き水大作戦)<br>・各種イベント会場等に利き水ブースを出展し, 多くの方に水道水のおいしさを実感していただく<br>・合計15回実施, 参加者 8,704人<br><br>(京(みやこ)の水・お風呂キャラバン(通称:京ふろ))<br>・お風呂の魅力や効能などを発信することを通じて, 家庭での水道水の用途のうち約4割を占める入浴を促し, 水需要の喚起につなげていく。<br>11月23日, 26日に「いい風呂の日」, 2月23日に「ピースな風呂の日」キャンペーンを実施<br>[総参加者数4,792人] | 継続        |        | 上下水道局<br>総務課        |
| 6    | (10)  | 21   | 浄水場, 水環境保全センターの一般公開, 施設見学 | 水道水がつくられる過程や, 使用された水が処理される過程を知っていただくことにより, 水道水の安全性や大切さを実感していただくため, 浄水場, 水環境保全センターの一般公開と施設見学会を開催する。   | 鳥羽水環境保全センター一般公開<br>令和元年4月19日及び4月26日から4月28日までの4日間実施<br>[令和元年度来場者数 19,320人]<br><br>蹴上浄水場一般公開<br>令和元年4月24日及び5月3日から5月5日までの4日間実施<br>[令和元年度来場者数24,006人]   | 継続        |        | 上下水道局<br>総務課        |
| 6    | (10)  | 21   | 小学校給食における地産地消(知産知消)の推進    | 地場産物を使用した学校給食を通じて, 子どもたちが, 食材の産地, 地域の伝統, 食文化や, それを支える人々の苦労を知り, 生産者や自然の恵みなどすべてに感謝する心を育むとともに, 食の大切さを伝える知産知消(食教育)を推進する。                         | 京都の伝統野菜を使用した給食を実施し, その生産の様子を紹介する指導資料により食指導を実施<br>6月「万願寺とうがらし」, 7月「伏見とうがらし」「賀茂なす」, 10月「しば漬」, 11月「九条ねぎ」, 12月「九条ねぎ」<br>「聖護院だいこん」, 1月「九条ねぎ」, 2月「すぐき」「花菜」他   | 継続        | 17     | 教育委員会事務局<br>体育健康教育室 |
| 6    | (10)  | 22   | すまいの創エネ・省エネ応援事業           | 東日本大震災を契機とした, 市民の再生可能エネルギーや防災への意識の高まりを受け, 太陽光発電システムをはじめ, 蓄電システム, 太陽熱利用システム, エネファーム及びHEMSの設置費用の一部を助成することにより, すまいの創エネ・省エネ設備の普及拡大を図る。           | <助成実績><br>○太陽光発電システム:347件<br>○蓄電システム:233件<br>○太陽熱利用システム:2件<br>○HEMS:104件  | 継続        | 2      | 環境政策局<br>地球温暖化対策室   |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                      | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課        |
|------|-------|------|--------------------------|---|---|-----------|--------|-------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 市民協働発電制度の普及支援            | 共同出資により市内の公共施設等へ太陽光発電システムを設置し、得られた売電収入で利益を出資者に還元する「市民協働発電制度」により、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。また、地域のコミュニティ組織が主体となり、地域に太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー利用設備を設置しようとする意欲的な取組を支援する。                              | <p>○令和2年3月31日現在の稼働状況<br/>市民協働発電所：9施設（発電出力388.70kW）<br/>太陽光発電屋根貸し発電所：28施設（発電出力904.02kW）</p> <p>○市民協働発電制度地域コミュニティ版再生可能エネルギー発電導入可能性調査費助成事業の継続実施</p>  | 継続        |        | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |
| 6    | (10)  | 22   | 「エコ学区」ステップアップ事業          | 京都ならではのコミュニティである「学区」に着目した地域ぐるみの地球温暖化対策を進めるため、平成23・24年度の2箇年にわたり、「低炭素のモデル地区『エコ学区』事業」を実施した。これを踏まえ、平成25年度からは、新たな内容による「エコ学区」事業を開始し、3箇年で全学区（222学区）への拡大を図った。さらに新たな支援プログラムを増やし、学区でのエコ活動の推進に繋げる。 | <p>○エコ学区数：市内の全222学区<br/>○エコ活動に係る学習会などの開催<br/>○応募のあった学区に対して、小学校等と連携し、学区独自のエコ活動を半年程度実施する「京エコライフプログラム」などを実施</p>  | 継続        | 23     | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |
| 6    | (10)  | 22   | 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組 | 「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、市民や事業者の皆様と一緒に環境にやさしい取組を進めている。  | <p>○DO YOU KYOTO? ラッピングバス(京都バス)の運行、市バスリアステッカーの掲出<br/>○毎月16日のDO YOU KYOTO?デー（環境に良いことをする日）における統一行動として、京都市全域で「ノーマイカーデー」、「ライトダウン」等の実践啓発<br/>○DO YOU KYOTO?ホームページを通じた本市の環境情報の発信<br/>○エコちゃんやDO YOU KYOTO?大使を通じた普及啓発<br/>○文化・観光施設、民間企業等と連携したDO YOU KYOTO?普及啓発<br/>○ふれあい祭等、地域や各種イベントでのDO YOU KYOTO?普及啓発</p> | 継続        |        | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |
| 6    | (10)  | 22   | DO YOU KYOTO? クレジット制度    | 京都発の地産地消型の地域クレジット制度「DO YOU KYOTO? クレジット制度」を活用することにより、エコ学区、市民団体や商店街などの地域のコミュニティが主体となった省エネ活動を推進する。  | <p>○クレジット認証コミュニティ数：6件<br/>○クレジット認証量：32.5トン</p>  | 継続        |        | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                      | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課        |
|------|-------|------|--------------------------|--|---|-----------|--------|-------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 京エコロジーセンターにおける各種イベントの実施等 | 子どもから大人まで多様な世代を対象に、土日・祝日、開館記念日、環境月間等に、種々のイベント、セミナー、学習会を実施し、環境保全意識を普及啓発   | ○エコ学習(184校) 3,157人<br>○ボランティア養成講座5回、環境教育リーダースタートアップ講座5回<br>○イベント開催40件 参加者約4,327名<br>○季刊誌発行(隔月全6回) 5,500部/回、イベント情報紙(隔月) 約4,000部/回                      | 継続        |        | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |
| 6    | (10)  | 22   | こどもエコライフチャレンジ推進事業        | 全市立小学校の児童が冊子「子ども版環境家計簿」を使って、夏休み又は冬休み期間中に、各家庭で省エネ・省資源の取組を進めることにより、児童自ら家庭でのライフスタイルの見直し及びエコライフの実践・継続を図る。  | ○対象学年に児童が在籍する全市立小学校163校、及び希望のあった市内市立小学校1校で実施  | 継続        | 19     | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |
| 6    | (10)  | 22   | 環境副読本の配布                 | 地球温暖化やごみ問題をはじめとした環境問題を学び、考える環境副読本「小学4年生用」「小学5年生用」「中学生用」を、市内の全ての小、中、総合支援学校に配布する。  | <小学4年生用及び小学5年生用><br>市内全ての小学校及び総合支援学校に配布<br><中学生用><br>市内全ての中学校及び総合支援学校に配布  | 継続        | 17     | 環境政策局<br>地球温暖化対策室 |
| 6    | (10)  | 22   | 京都環境賞の実施                 | 市民の自主的な環境保全活動を更に推進するため、先進的・斬新的な手法等で地球温暖化防止や循環型社会の形成等、環境保全に関する将来性のある活動に取り組んでいる方を表彰する。   | 6月1日から8月30日まで募集を行い、京都市環境審議会 京都環境賞選考部会での選考を経て被表彰者を決定した。(表彰は京都環境賞1件、特別賞6件、奨励賞4件、エコ学区奨励賞2件 表彰式12月19日)<br>応募等件数 38件                                       | 継続        |        | 環境政策局<br>環境管理課    |
| 6    | (10)  | 22   | 「生ごみ3キリ運動」の推進            | 家庭から出るごみの約4割を占める生ごみの減量を進めるため、食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」の3つの「キリ」の取組を推進し、「使いキリ」「食べキリ」の実践で食品ロスをゼロに、また「水キリ」を実践しごみ量を減らすことを目指す。<br>また、飲食店や宿泊施設が提供する料理について、「生ごみ3キリ運動」の取組等を推進する飲食店等を募集し認定する「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度を実施する。 | 「生ごみ3キリ運動」の啓発ツールとして、全市立小学校の小学4年生に対して、親子で一緒に見てもらえる啓発クリアファイルを、社会見学等に合わせて配布した。<br>平成26年12月に創設した「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度(飲食店・宿泊施設版)については、令和2年3月末時点で、1,069店舗を認定した。 | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課  |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                       | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|---------------------------|--|--|-----------|--------|------------------|
| 6    | (10)  | 22   | マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定 | 循環型社会の構築の観点から、レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進することを目的として、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と協定を締結し、協定の普及・拡大に関する支援を行う。  | 「京都市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定」を事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、普及・拡大に関する支援を行った。令和2年3月末時点で、32事業者7市民団体と締結している。  | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | イベント等のエコ化の推進              | イベントの開催に伴う環境負荷の軽減と、イベントに関わる全ての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催される全てのイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成することを目指す。  | 環境配慮型イベントを認定する「京都市認定エコイベント」登録制度、リユース食器導入費用の一部を助成する「リユース食器利用促進助成制度」を運用し、エコイベントに取り組む事業者・NPO・市民等を支援している。令和元年度の実績は、「京都市認定エコイベント」登録件数140件、リユース食器助成件数57件となっている。  | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | 岡崎フリーマーケット                | 「いらなくなったらいる人へ」をテーマに、家庭における不用品の再利用（リユース）を目的とし、岡崎公園において、年17回フリーマーケットを開催する。   | 毎月1～2回程度（年間10回）フリーマーケットを開催した。令和2年2月及び3月のフリーマーケットは感染症拡大の防止のため中止となった。  | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」      | 市民を対象に、ごみ処理・再資源化施設をはじめ、産業廃棄物処理施設や古紙リサイクル施設などの見学を通じて、環境にやさしいライフスタイルについて考えていただくごみ減量エコバスツアーを実施する。   | 令和元年度は、10月に開館した、南部クリーンセンター第二工場の環境学習施設「さすてな京都」を新たに見学先に加え、エコバスツアーを98回実施した。   | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | エコ修学旅行の推進                 | 観光客の中でも①環境教育の効果が高く、②学校を通じた団体での取組を見込め、③今後京都を再訪する可能性が高い、といった点に着目し、修学旅行生をターゲットとし、「エコ修学旅行宣言」（仮称）※をしていただいた学校の生徒に対し、本市からエコバッグを提供し、環境にやさしい観光、修学旅行を実践していただく。<br>※ 「エコ修学旅行宣言」（仮称）の2R実践メニューとして、宿泊先等でのアメニティグッズ、買い物の際のレジ袋の辞退を必ず実践していただくこととし、また、食事の食ベキリ等にも協力していただく。 | 令和元年5月から令和2年3月末までに修学旅行で本市に宿泊する学校の中で、歯ブラシを持参し宿泊施設の歯ブラシを使わないこと、エコバッグを携帯し買い物時にレジ袋や紙袋はもらわず、できるだけ簡易に包装された商品を購入すること、出された食事はできるだけ食べきり、食べ残しを出さないこと、の3点に取り組むことを宣言していただいた学校に対して、出発前に本市のオリジナルのエコバッグをお渡しした。【申込み校数：264校、エコバッグ配布枚数：20,534枚】。宣言の3つの取組に加えて各校独自のアイデアでエコアクション（取組）を設定して宣言・実行する「エコ・アクション+1」を追加し、優秀な取組を表彰した【応募校数：46校、優秀校：5校】。 | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                        | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課       |
|------|-------|------|----------------------------|---|--|-----------|--------|------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 資源物回収事業の推進                 | 地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙や古着、缶・びんなどの資源物を集団回収する団体に助成するコミュニティ回収制度や商業施設等を活用して古紙、古着等の回収を行う団体に助成するマーケット回収制度を実施する。<br>また、市民がごみ減量・再資源化にいつでも取り組めるよう資源物回収拠点を設置するとともに、まち美化事務所が地域の身近なところに出向き、資源物などの回収を行う移動式拠点回収を実施する。 | 主な回収資源物：古紙類(雑がみなど)、古着類<br>使用済てんぷら油、乾電池、紙パック、記憶媒体類 など<br>コミュニティ回収等の地域での集団回収：3,055団体<br>マーケット回収助成団体数：11団体<br>資源物回収拠点数：141拠点(使用済てんぷら油、蛍光管、リユースびん、乾電池、紙パックの内、3品目以上回収している拠点)<br>移動式拠点回収事業の実施：327回       | 継続        |        | 環境政策局<br>まち美化推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援          | 家庭から排出されるごみの約4割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入助成や地域団体の堆肥化活動費用を助成する。  | 電動式生ごみ処理機：270件<br>コンポスト容器：34件<br>堆肥化活動：13件   | 継続        |        | 環境政策局<br>まち美化推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | エコまちステーションにおける環境に関する事業の推進  | 地域における総合的な環境行政の拠点窓口として、「ごみ減量・分別・リサイクルの推進」をはじめ、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充実」、「温暖化対策」など総合的な環境行政の推進を行っている。   | ・コミュニティ回収や使用済てんぷら油回収の参加団体拡大に向けた地域への働きかけ<br>・各種イベントでの環境に関する啓発の実施<br>・地域の行事等での資源物回収の実施   | 継続        |        | 環境政策局<br>まち美化推進課 |
| 6    | (10)  | 22   | 産廃処理業者情報公表制度               | 市内の産業廃棄物中間処理業者から、その事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況等を記載した報告書の提出を受け、排出事業者や市民が適切に評価できるよう、報告書を市ホームページに掲載し、公表する。  | 報告書公表件数 7件   | 継続        |        | 環境政策局<br>廃棄物指導課  |
| 6    | 10    | 22   | マイボトル推奨等サポート事業及び給水スポットの設置等 | マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収を実施する店舗について本市が推奨店として認定、登録し、公表する「マイボトル推奨等サポート事業」を実施する。<br>ペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチック製の飲料容器の削減を図るとともにマイボトルの更なる利用促進のため、本市施設に水道直結式の給水機を「給水スポット」として設置する。  | マイボトル推奨店 243店舗<br>衣料品自主回収店舗 28店舗<br><br>ペットボトルなど使い捨てプラスチック製品等の使用抑制のため、市内の公共・民間施設を問わず、様々な施設へ水道直結式の給水機を設置し、マイボトルの更なる利用を促進することを目的に、ウォータースタンド株式会社と「マイボトル等で利用できる給水スポットの拡大に関する連携協定」を締結した。<br>(令和2年1月16日) | 充実        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                    | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                              |
|------|-------|------|------------------------|---|--|-----------|--------|---|
| 6    | (10)  | 22   | 過大・過剰包装に関する事業者団体への注意喚起 | 過大・過剰包装の追放, 包装の簡素化, レジ袋・紙袋等の削減を要請する。  | 環境政策局と文化市民局が連携して、中元期、歳暮期に要請文を事業者団体宛てに送付した。<br>送付先は、京都百貨店協会等11件。  | 継続        | 4      | 環境政策局<br>ごみ減量推進課<br>文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 6    | (10)  | 22   | エシカル(倫理的)消費の普及         | 人や社会・環境・地域に配慮した消費行動をすることにより、公正で持続可能な地域社会づくりを進めていこうとする「エシカル消費(倫理的消費)」の考え方を広く紹介・普及し、行動に繋げていただく。 | 1「夏休みワークショップ～エシカル消費のススメ～」<br>開催日時：令和元年8月8日(木) 午前10時～午後6時<br>開催場所：イオンモール京都桂川<br>実施内容<br>【ワークショップ】<br>○自然エネルギーを利用して調理ができるソーラークッカーを作ろう！(協力：NPO法人気候ネットワーク)<br>○買い物ゲーム 食べ物の向こう側 (協力：NPO法人気候ネットワーク)<br>○カードゲーム やったらできるやん！地球にやさしく！くらし見直し隊(協力：大阪ガス株式会社)<br>○フェアトレードのビーズを使ったアクセサリー作り(協力：ノートルダム女学院高等学校)<br>○地球にやさしい工作「包装紙de 切り紙」(協力：京都府山城広域振興局)<br>【エシカル消費をテーマとした紙芝居】<br>○ 食品ロス問題、環境問題等をテーマとした子ども向け紙芝居コーナー<br>【展示・販売】<br>○ フェアトレード商品の展示販売<br>フィリピン産の農産物の独自の製法により生産されたアバカ(木の繊維)でできたクラフトグッズの展示・販売(協力：NPO法人フェア・プラス)<br>○ エシカル消費に関するネットワーク団体の取組や意識啓発のための展示<br><br>2「買い物の先に広がる世界、探求舎(たんきゅうしゃ)」<br>～企業とともに拓くエシカル世代のための想像力と創造力～<br>開催日時：令和2年3月22日(日)<br>開催場所：mamokuteki3階ホール<br>※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止<br>実施内容：幼児、小学生やその保護者、中学生から大学生を対象とした、演劇や調理実習、ワークショップを通して、モテができるまでの過程や社会問題を学び、消費者の日々の意思決定や行動が、持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを学習する。<br>【ワークショップ】<br>①「もの」をめぐる世界の旅 ペイペインターター<br>エシカルな「もの」が手元に届くまでを表現した物語に赤ちゃんと保護者が一緒に入っていきような参加体験型の演劇プログラム。<br>時間：午前10時～午前11時30分(受付：9時30分～)<br>対象：3ヶ月～1歳半の赤ちゃんと保護者1名<br>定員：13組(26名)<br>②発酵食堂カモシカの手前味噌ワークショップ<br>お味噌について学びながら、実際に味噌作りを体験。<br>時間：午後0時30分～午後2時30分(受付：正午～)<br>対象：小学1～3年生と保護者1名<br>定員：13組(26名)<br>③誰か未来をつくる買い物、を發明する3時間<br>生産者や産地を想像しながらグループワークを通して未来を作る買い物について考える。<br>時間：午後3時～午後6時(受付：午後2時30分～)<br>対象：中学生、高校生、大学生<br>定員：60名<br>④SDGs達成のための未来を変えるエシカル消費の作成・配布<br>○リーフレットの概要(規格等)<br>公益財団法人消費者教育支援センター発行(2019年12月)<br>SDGs達成のための「未来を変えるエシカル消費」を本市版として名義差替え印刷<br>A4版 表紙8ページ 観音開き カラー<br>○ 作成部数<br>2,000部 | 継続        | 19     | 文化市民局<br>消費生活総合センター                     |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                      | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課         |
|------|-------|------|--------------------------|--|--|-----------|--------|--------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 歩いて楽しいまちなか戦略（四条通の歩道拡幅工事） | 市内最大の繁華街である四条通では、烏丸通から川端通までの車道を4車線から2車線に削減し、歩道を最大2倍に拡幅して快適な歩行空間とし、更なる賑わいを創出するまちづくりを進める。また、バス停を4箇所に集約して分かりやすくし、複数のバスが停車できるテラス型バス停（歩道から張り出した形状）とすることで公共交通を使いやすくする。 | ○「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議及び四条通エリアマネジメント会議を開催（ともに書面開催）<br>○整備後の四条通におけるエリアマネジメントの取組<br>・四条河原町及び四条烏丸交差点において歩行者等の安全確保を目的とした指導・啓発活動を行った。<br>・観光シーズンにおいて、マイカー等の車両流入抑制のため、近隣の道の駅やサービスエリア等での公共交通とパークアンドライドの利用促進に係るチラシの配布や、デジタルサイネージを活用した周知を実施した。 | 継続        | 23     | 都市計画局<br>歩くまち京都推進室 |
| 6    | (10)  | 22   | 京都駅八条口駅前広場の再整備           | 南北自由通路と直結する駅正面に大屋根を備えた拠点広場デッキ、エスカレーター等を新設し、路線バス乗り場まで雨に濡れることなく直接アクセスできるように改良するなど、「歩くまち・京都」の玄関口として再整備を進める。   | 京都駅八条口駅前広場の再整備が、消費者生活の向上に繋がるよう、整備後の各交通施設の運用方法等について、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント会議等において検討を行い、28年12月にグランドオープンした。タクシー待機場、貸切バス乗降場及び貸切バス降車場については、平成29年度から引き続き指定管理者による運用管理を実施している。利便性向上の取組として、タクシー乗り場における路面表示等の徒列整理を行った。                          | 継続        |        | 都市計画局<br>歩くまち京都推進室 |
| 6    | (10)  | 22   | 地域と連携した「モビリティ・マネジメント」    | 地域住民やバス・鉄道事業者、大学等と本市が連携して、モビリティ・マネジメント（「かしこくクルマを使うこと」を呼びかけ、過度にクルマに頼る状態から公共交通を利用するライフスタイルに自発的に転換することを促す取組）に取り組む。  | クルマから公共交通機関等への交通手段の見直しに意欲が高い地域が取り組まれている事業に対して、必要な支援を行った。<br>（対象事業）<br>・北区終野学区における公共交通利用促進事業<br>・上京区仁和学区における公共交通利用促進事業  | 継続        | 23     | 都市計画局<br>歩くまち京都推進室 |
| 6    | (10)  | 22   | 歩くまち京都アプリ「バス・鉄道の達人」      | バスと鉄道を組み合わせて効率的に移動できる乗換検索が可能な無料アプリを開発し、誰もが歩いて出かけたくなる環境を整える。全国初の機能として、GPSによりその日の道路状況を加味した市バス等の到着時刻を予測して表示する。  | アプリの運用を継続<br><br>歩くまち京都アプリの利用状況<br>（令和2年3月末現在）<br>アプリダウンロード数：587,735<br>Webサイトアクセス（ページレビュー）数：52,737,443  | 継続        |        | 都市計画局<br>歩くまち京都推進室 |
| 6    | (10)  | 22   | パークアンドライド                | 京都市内への自動車流入を抑制するため、市周辺部等にある鉄道駅近くの駐車場を、公共交通に乗り換えて目的地まで移動するのに便利な「パークアンドライド駐車場」として、通年で、ホームページ等で広報している。  | ・パークアンドライドの通年実施  | 継続        |        | 都市計画局<br>歩くまち京都推進室 |



| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                        | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課                   |
|------|-------|------|----------------------------|---|--|-----------|--------|------------------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 京都みつばちガーデン推進プロジェクト         | <p>“みつばち”との共生によるまちなか緑化推進の取組の一環として、中京区役所屋上でニホンミツバチを飼育する。</p> <p>○市民向け講座の開催<br/>○採蜜イベントの開催 など</p>                                   | <p>○区役所屋上庭園において、区内小学校児童を対象に緑化等についての特別授業の実施</p> <p>○区内小学校にて、ミツバチと緑化についての出張講座の開催</p> <p>○京都先端科学大学等と連携し、ミツバチと緑化についての市民講座の開催</p> <p>○区役所屋上庭園で飼育しているニホンミツバチの採蜜見学会の開催</p> <p>○市内在住の小学生を対象に、区役所屋上庭園にてミツバチの見学及びはちみつを使った調理実習の実施</p> <p>○高倉小学校等と連携したヒオウギの育成</p>  | 継続        |        | 中京区役所<br>地域力推進室<br>(総務・防災担当) |
| 6    | (10)  | 22   | 鉄道・バス事業者と連携した公共交通の利便性向上の取組 | <p>世界トップレベルの使いやすい公共交通を目指して、交通事業者と連携し、鉄道とバスの結節強化や乗継利便性の更なる向上等に取り組む。（例：鉄道時刻に合わせたパターンダイヤ（10分間隔のダイヤ）でのバスの運行、各社局別々だった案内表示やバス停の一体化）</p> | <p>(令和2年3月の新ダイヤにおける取組)</p> <p>○混雑対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四条通・東大路通（58号系統の経路変更，86号系統の平日運行開始）</li> <li>・堀川通・金閣寺付近（12号系統及び59号系統の経路変更）</li> <li>・大宮通・千本通（6号系統の延伸（京都駅～四条大宮））</li> </ul> <p>○地域主体のMMと一体となった路線・ダイヤの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70号系統の増便</li> <li>・特37号系統の延伸</li> </ul> <p>○まちづくりの進展に合わせた利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上賀茂神社を起終点とする系統の西賀茂車庫への延伸（4号，46号，67号系統）</li> <li>・嵐電/北野白梅町駅と京阪・叡電/出町柳駅との結節強化（急行102号系統の経路変更）</li> </ul> | 継続        |        | 交通局<br>自動車部<br>高速鉄道部         |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名             | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                    |
|------|-------|------|-----------------|--|---|-----------|--------|-------------------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 市バス・地下鉄の利用促進の取組 | 市バスにおいては、バスの駅をはじめとする快適なバス待ち環境の向上や、より便利で分かりやすい路線・ダイヤの見直し、検討を行うことで利便性の向上を推進しており、地下鉄においては、駅の案内サインの充実、駅や車内の通信環境の整備など、お客様サービスの向上に努めている。<br>アイドリングストップバスなどの低公害車を導入することにより、さらに環境にやさしい市バスを目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○バス待ち環境の向上のために、次のとおりバス停施設を整備<br/>「バスの駅」 5箇所<br/>バス接近表示器 8箇所<br/>広告付き上屋 6箇所<br/>バス停上屋 6箇所</li> <li>○アイドリングストップバス 47両導入</li> <li>○金曜日における地下鉄の終電延長を継続実施</li> <li>○災害時等における運行情報提供に係る駅構内掲示物を4箇国語標記に対応</li> <li>○駅構内ピクトグラムの現状調査を基に、地下鉄各駅の該当するピクトグラムを、JIS規格化されたピクトグラムに更新</li> <li>○多客駅(烏丸御池駅、四条駅、京都駅)において、夜間清掃を毎日実施することで、駅構内の美化を推進</li> <li>○地下鉄車両の車内案内表示装置及び車外行先表示装置の4箇国語対応(烏丸線車両3編成、東西線車両4編成)</li> <li>○地下鉄駅トイレの改修設計・工事(段差解消や洋式便器の設置等(設計2駅、工事3駅))</li> <li>○地下鉄・市バス応援キャラクター「太秦萌」等を活用し積極的な利用促進活動を実施</li> </ul> | 継続        |        | 交通局<br>自動車部<br>高速鉄道部<br>営業推進室 |
| 6    | (10)  | 22   | KES学校版の取組       | 教育委員会と「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」KES認証事業部が共同して、市内小・中・総合支援学校に対しKES学校版の認証取得を推進する。  | <p>平成13年度から認証取得に向けて取り組み、平成20年度(平成21年度審査)から全小中学校及び総合支援学校(小中学部設置校)が認証を取得</p> <p>令和元年度取組校数: 小学校156校, 中学校66校, 小中学校7校, 総合支援学校6校</p>  | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>学校指導課<br>(初等中学校)  |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                      | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局(区)・室・課                |
|------|-------|------|--------------------------|---|---|-----------|--------|---------------------------|
| 6    | (10)  | 22   | 「わたしたちの伝統産業」の発行          | 西陣織や京焼・清水焼に代表される京都の伝統産業を守り、継承していくことの重要性を伝えるとともに、伝統産業に対する関心を高めることを目的に作成している冊子「わたしたちの伝統産業」を発行し、市立小学校4年生の社会科副読本として配布している。        | 令和元年度は8月に14,500冊を発行し、小学校等へ配布した。   | 継続        | 23     | 産業観光局<br>クリエイティブ<br>産業振興室 |
| 6    | (11)  | 23   | 廃棄物減量等推進審議会運営への市民公募委員の参画 | ごみ減量の具体的な推進方法等について様々な分野から議論し、本市に提言を行うために設置された「京都市廃棄物減量等推進審議会」において、市民公募委員や消費者団体の代表に参画いただくことで、意見表明できる機会を確保する。                   | 京都市廃棄物減量等推進審議会<br>開催8回 審議会本会：2回(7,9月)、部会：4回(10,11,12,1月)、ワーキング：2回(5,9月)<br>(平成30年度開催6回 審議会本会：2回、部会：3回、WG：1回)  | 継続        |        | 環境政策局<br>ごみ減量推進課          |
| 6    | (11)  | 23   | 地域学習会「しまつのこころ楽考(がっこう)」   | 食品ロスをはじめとしたごみ減量の理解と実践を呼び掛ける啓発活動の一環として、「ごみ減量について楽しく考えよう」をコンセプトに、参加者が学習テーマから学びたい内容を選択・組み合わせる事ができる地域学習会「しまつのこころ楽考(がっこう)」を開催する。   | 地域学習会「しまつのこころ楽考(がっこう)」を実施した。また、小学生に食品ロス削減を啓発する内容の紙芝居を政策し、学習会で活用した。<br>【247回開催(各区・支所内エコまちステーション実施分を含める)】   | 継続        | 22     | 環境政策局<br>ごみ減量推進課          |
| 6    | (11)  | 23   | ごみ減量推進会議の活動の推進           | 市民・事業者・行政(市)の三者のパートナーシップにより、全市的な観点に立って、ごみ減量に関する意識の高揚を図るとともに、同会議による地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することにより、京都市のごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしを実現する。 | 市民のごみ減量に関する意識の高揚を図るとともに、地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することを目的に以下の事業を実施した。<br>(事業)<br>情報誌発行 12,000部<br>啓発イベント開催 10回開催(3,012名参加)<br>講座開催 14回開催(846名参加)<br>学習会開催 9回開催(228名参加)<br>講習開催 8回開催(475名参加)<br>講義開催 9回開催(844名参加)<br><br>京都市ごみ減量推進会議 会員：524団体(令和元年度末時点) | 継続        | 22     | 環境政策局<br>ごみ減量推進課          |
| 6    | (11)  | 23   | 防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」  | 各種災害情報の提供、京都市の防災施策、安心・安全の知恵袋などの防災に関する情報等を閲覧できる防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」を開設、運用を行う。   | 災害情報を広く提供するための防災ポータルサイトの管理・運用を行った。  | 継続        |        | 行財政局<br>防災危機管理室           |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                         | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課        |
|------|-------|------|-----------------------------|---|---|-----------|--------|-------------------|
| 6    | (11)  | 23   | 防災訓練の実施                     | 平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、防災の重要性を再認識していただくため、市民が参加・体験できる防災訓練を毎年実施する。   | 岡崎公園周辺において、地域防災体制の確立を期するため、京都市の各部局及び防災関係諸機関が緊密な連携と協力のもとに実践的な防災訓練を実施するとともに、全市民を対象とした防災啓発を行った。（令和元年8月31日）   | 継続        |        | 行財政局<br>防災危機管理室   |
| 6    | (11)  | 23   | 避難所運営マニュアルの策定               | 東日本大震災の教訓を受けて、避難所の運営体制をさらに強化・整備し、実践的な避難所運営体制を構築するため、避難所ごとに運営マニュアルを策定する。   | 避難所運営マニュアル策定済みの避難所（平成31年4月1日現在、424箇所中419箇所）については、運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施と、訓練結果を受けた運営マニュアルの適宜見直しに取り組んだ。  | 継続        |        | 行財政局<br>防災危機管理室   |
| 6    | (11)  | 23   | 帰宅困難者対策                     | 市民、通勤・通学者だけでなく観光客も対象に含めた総合的な帰宅困難者対策を進める。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市、京都駅に発着する鉄道事業者、JR西日本京都駅グループ等での避難誘導合同訓練（図上訓練）を実施した。（令和元年12月5日）</li> <li>・伏見区総合防災訓練において、醍醐寺での帰宅困難者避難誘導訓練を実施した。（令和元年12月15日）</li> <li>・緊急避難広場及び一時滞在施設等において、外国人への情報提供を充実させるため、多言語化やピクトグラム等を用いた「情報伝達フォーマット」を作成した。</li> <li>・大規模災害発生時に、地図情報を用いた避難先への経路案内や交通機関の運行状況等の情報提供を行う「京都市帰宅支援サイト」について、より汎用性の高いサイトへとするため、平常時や中規模災害時にも利用できるようリニューアルを行った。</li> </ul> | 継続        |        | 行財政局<br>防災危機管理室   |
| 6    | (11)  | 23   | 世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動 | 地域に息づくやさしさあふれるおもいやりの心や、京都を訪れる人を温かく迎えるおもてなしの心、それらを含めた京都ならではの地域力、人間力をいかし、誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくりに、市民ぐるみの運動として取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区で策定した「区版運動プログラム」に基づき、地域の課題や特性に応じた取組を進めた。</li> <li>・全市的な取組として、防犯カメラ設置促進補助事業、振り込め詐欺等特殊詐欺等緊急的な対策を講じる必要のある犯罪等への取組を推進した。</li> </ul> <p>* 刑法犯認知件数：10,405件（令和元年）</p>   | 継続        |        | 文化市民局<br>くらし安全推進課 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                       | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課          |
|------|-------|------|---------------------------|--|--|-----------|--------|---------------------|
| 6    | (11)  | 23   | 消費者団体懇談会の開催               | 安心・安全な消費生活社会の実現に向け、「共汗」の視点から、消費者団体との連携の強化を図ることを目的に、懇談会を開催する。   | 開催日 令和元年7月2日<br>議 題 各団体と当センターの連携の在り方について<br>次期京都市消費生活基本計画の方向性について（ほか<br><京都市消費者団体5団体で構成）><br>NPO法人コンシューマーズ京都<br>京都生活協同組合<br>NPO法人京都消費生活有資格者の会<br>京都市地域女性連合会<br>京都市ごみ減量めぐくん推進友の会  | 継続        |        | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 6    | (11)  | 23   | 京・くらしのサポーターによる啓発活動        | 消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、地域での啓発活動の核となる人材を養成し、本市と協働で地域に密着した消費生活に関する啓発活動を推進する。<br><br>○要件<br>市内に在住、通勤・通学する20歳以上の者でセンターが平成19～20年度に実施した養成講座を修了した者<br><br>○活動内容<br>・出前講座の寸劇<br>・区民ふれあいまつり等における啓発等 | 登録者の高齢化及び登録者数の減少を受けて、平成30年度は養成講座を行い、新たに9名を登録するとともに、なお、新規サポーター9名については、平成31年4月から活動を開始している。<br><br>○登録者数<br>26名（令和元年3月末時点）<br>○出前講座等における寸劇の実施<br>回数 6回、参加者 20名<br>（平成30年度 5回、13名）<br>○区民ふれあいまつり等における啓発<br>回数 11回、参加者 38名<br>（平成30年度 11回、20名）<br>○情報交換会 1回開催 | 継続        | 16     | 文化市民局<br>消費生活総合センター |
| 6    | (11)  | 23   | 京都市食の安全安心推進審議会への市民公募委員の参画 | 「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、食の安全安心に係る重要施策について市長の諮問に応じて審議する機関として、平成22年4月1日に設置した京都市食の安全安心推進審議会に市民公募委員に参画いただくことで、消費者意見の反映及び行動する消費者を育成する。  | 京都市食の安全安心推進審議会<br>市民公募委員 2名（委員数 12名）<br>開催回数 2回  | 継続        |        | 保健福祉局<br>医療衛生推進室    |
| 6    | (11)  | 23   | 屋外広告物適正化                  | 屋外広告物を歴史都市・京都の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、美しい品格のある都市景観を形成するための景観規制を実施する。   | 市内全域の違反状態の解消に向け集中的に取組を進めた結果、令和2年3月末現在、市内約45,600箇所の屋外広告物のうち、約98%に当たる約44,700箇所の広告物が条例の趣旨に沿った適正な形で表示されている。  | 継続        |        | 都市計画局<br>広告景観づくり推進室 |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                          | 事業概要  | 令和元年度の取組状況・実績   | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課       |
|------|-------|------|------------------------------|---|---|-----------|--------|------------------|
| 6    | (11)  | 23   | 京都市建築物安心安全実施計画推進会議への消費者団体の参画 | 建築物の安全に対する本市の現状・課題を踏まえた施策目標を掲げ、これを達成するため、市民、建築関係団体、行政等の役割分担と協働のもとで、建築物の安心安全対策を総合的かつ計画的に実行する。  | 6月17日に第11回全体会議を開催し、令和元年度末に10年間の計画期間を満了する「京都市建築物安心安全実施計画」の総括案の報告及び次期計画の方向性についての議論を行った。また、令和2年1月22日に第12回全体会議を開催し、次期計画の策定に向けた意見交換を行った。                               | 継続        | 2      | 都市計画局<br>建築安全推進課 |
| 6    | (11)  | 23   | 京都市市民防災センター                  | 災害時に不可欠な防災知識や行動を「見る」「聴く」「触れる」「感じる」ことで学ぶことができるほか、防災に関するイベントや公衆、防災関連用品の販売等を行う。  | 防災教育の充実、各種イベントや防災講演会の開催、防火・防災講習の開催、応急手当の普及・防災啓発事業等の充実に努めた。また、防災用品の普及啓発及び販売を行うとともに、インターネットEメール、来館者アンケート（窓口サービス評価）等による広聴活動を行った。<br>R元年度の来館者数97,105人（H30年度：112,159人） | 継続        |        | 消防局<br>総務課       |
| 6    | (11)  | 23   | 簡易型ミスト装置モニター設置事業             | 次代を担う子供たちが集い、その保護者や地域の方が立ち寄る保育所、幼稚園、児童館、小・中学校の100施設に、設置が容易で比較的安価な簡易型ミスト装置をモニター設置する。<br>水道水の新たな利用方法であるミスト装置の冷却効果の体感を通じて、水に親しむとともに、環境にやさしい水道水のPRやミストの普及促進を図る。 | R元年度の来館者数97,105人（H30年度：112,159人）  | 継続        | 17     | 上下水道局<br>総務課     |
| 6    | (11)  | 23   | 水道週間街頭キャンペーン                 | 水道事業に関する啓発のため、6月1日から6月7日までの「水道週間」に街頭キャンペーンを実施。啓発品を配布するとともに水道水の重要性やペットボトルの水を飲むより環境にやさしいことなどをPRする。  | 6月1日に新京極商店街ろっくんプラザにて、街頭キャンペーンを実施。   | 継続        | 19     | 上下水道局<br>総務課     |
| 6    | (11)  | 23   | 災害に備えた飲料水備蓄の啓発               | ホームページ等で飲料水の備蓄を呼びかけるとともに、災害用備蓄飲料水「京のかがやき疎水物語」の製造、販売、配布を行う。  | ・鳥羽水環境保全センター及び蹴上浄水場の一般公開において、「京のかがやき 疎水物語」を頒布し、啓発活動を実施<br>・市の他局が主催・後援するイベント等で「京のかがやき疎水物語」やPRビラの配布を行い、啓発活動を実施  | 継続        |        | 上下水道局<br>総務課     |

| 施策目標 | 施策の方向 | 推進施策 | 事業名                    | 事業概要   | 令和元年度の取組状況・実績  | 令和2年度実施予定 | 関連推進施策 | 担当局（区）・室・課                  |
|------|-------|------|------------------------|--|--|-----------|--------|-----------------------------|
| 6    | (11)  | 23   | 打ち水大作戦                 | 水の貴重さや水資源開発の重要性に対する関心を高めるため、8月1日を「水の日」、8月1日から7日までを「水の週間」とされている。毎年この期間に、水に関する啓発行事を実施しており、水について考えて頂くことを目的として、下水の高度処理水及び雨水貯留タンクにたまった雨水を利用し、「打ち水大作戦」を開催する。 | 上下水道局本庁舎前にて近隣協力事業者、京都学生祭典実行委員会の皆様と共に実施<br>実施日 令和元年8月1日 | 継続        | 19     | 上下水道局<br>下水道部管理課            |
| 6    | (11)  | 23   | 情報モラル市民インストラクターによる啓発活動 | 児童生徒の保護者等を対象に「携帯電話・インターネット」の危険性・依存性等の解決に向け、市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で活動している。  | 情報モラル市民インストラクターによる活動（啓発講座）の実施<br>・実施校数53校              | 継続        |        | 教育委員会事務局<br>生涯学習部学校地域協働推進担当 |